

久米高畠遺跡

-38次・39次・43次・46次調査-

国庫補助市内遺跡発掘調査報告書

2012

松山市教育委員会

財團法人松山市文化・スポーツ振興財団

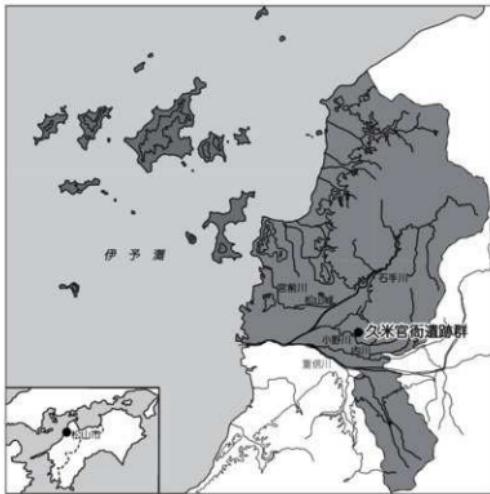
埋蔵文化財センター



久米高畠遺跡

- 38次・39次・43次・46次調査 -

国庫補助市内遺跡発掘調査報告書



2012

松山市教育委員会
財団法人松山市文化・スポーツ振興財団
埋蔵文化財センター

序　　言

本書は、国指定史跡久米官衙遺跡群を構成する代表的な施設であります正倉院におきまして、平成9年度から11年度にかけて国庫補助事業として実施しました、久米高畠遺跡38次調査、同39次調査、同43次調査、同46次調査の4件の発掘調査報告書です。

一連の調査の結果、正倉院の北濠と東濠の全長を正確に推定するための情報を得ることができたほか、この役所施設の内部における建物配置をより詳しく知ることができます。

このような成果が得られましたのも、発掘調査にご協力いただきました地権者及び近隣住民の皆様のご理解とご協力の賜物と感謝し、厚くお礼申し上げる次第です。

最後になりましたが、本書が埋蔵文化財保護意識の向上と考古学研究の一助として、ご活用いただければ幸いに存じます。

平成24年3月

松山市教育長
山内 泰

例　　言

- 1 本書は、平成9年度～12年度に、松山市教育委員会(以下、市教委)が財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター（当時、以下旧財団）の協力を得て実施した、愛媛県松山市来住町ならびに南久米町における4件の発掘調査の成果をまとめたものである。
- 2 各調査は国庫補助を受けて実施した。調査の種別、年次等は以下のとおりである。

久米高畠遺跡38次調査（南久米町768番1の一部）	約11m ²	平成9年度重要遺跡確認調査
久米高畠遺跡39次調査（南久米町779番1の一部）	約45m ²	平成9年度重要遺跡確認調査
久米高畠遺跡43次調査（来住町1153番2・1153番13）	282.11m ²	平成11年度本発掘調査
久米高畠遺跡46次調査（来住町1155番4）	135m ²	平成12年度本発掘調査
- 3 国庫補助事業による整理作業ならびに本書の作成作業は、平成22年4月に新たに発足した財団法人松山市文化・スポーツ振興財団(以下、新財団)が市教委より委託を受けて、平成22年度と23年度に実施した。
- 4 発掘調査は、財団の橋本雄一、小笠原善治、小玉亜紀子が担当した。調査ごとの担当は次のとおり。

久米高畠遺跡38次調査	橋本・小笠原
久米高畠遺跡39次調査	橋本・小笠原
久米高畠遺跡43次調査	小玉・橋本
久米高畠遺跡46次調査	小玉
- 5 本書の執筆ならびに編集は橋本が行った。
- 6 大半の遺構写真と遺物の撮影ならびに写真図版の作成は、財団の大西朋子が担当した。
- 7 本書の執筆と編集はAdobe InDesign CS3にて行ったが、写真は等倍の紙焼き原稿をスキャナー分解(線数175線)して用いている。なお、本書作成に際して使用した主要なアプリケーションは次の通りである。

Adobe InDesign CS3／Adobe Illustrator CS3／Adobe Photoshop CS3
- 8 金属製品の評価ならびに保存処理は財団の山本健一が担当した。
- 9 遺構図に座標値を提示している場合には、一部を除いて日本測地系(旧座標)に基づいている。
- 10 遺物と図面、写真等の記録については、松山市立埋蔵文化財センターにて保管されている。
- 11 報告書抄録は巻末に掲載している。

目 次

第Ⅰ章 はじめに	1
第1節 報告書刊行に至る経緯	1
第2節 組織	2
第3節 立地と歴史的環境	4
第Ⅱ章 久米高畠遺跡38次・39次調査	13
第1節 調査に至る経緯とその後の経過	13
第2節 調査組織と調査方法	16
第3節 調査成果の概要	18
第4節 38次調査の成果	22
第5節 39次調査の成果	25
第6節 まとめ	28
第Ⅲ章 久米高畠遺跡43次調査	29
第1節 調査に至る経緯とその後の経過	29
第2節 調査組織と調査方法	32
第3節 調査成果の概要	34
第4節 官衙関連の成果	37
第5節 古墳時代と中世の成果	42
第6節 まとめ	49
第Ⅳ章 久米高畠遺跡46次調査	51
第1節 調査に至る経緯とその後の経過	51
第2節 調査組織と調査方法	54
第3節 調査成果の概要	56
第4節 遺構と遺物	58
第5節 まとめ	62
第Ⅴ章 総括 ~正倉院における土地利用の想定~	63

挿図目次

第Ⅰ章 はじめに

第1図 遺跡群の位置	4	第4図 史跡指定範囲	8
第2図 官衙施設の配置	5	第5図 32次調査地とその周辺	9
第3図 正倉院周辺の調査状況	7	第6図 遺跡群の変遷	11

第Ⅱ章 久米高畠遺跡38次・39次調査

第7図 38次・39次調査地の位置	13	第13図 38次出土遺物	24
第8図 久米官衙遺跡群主要部	15	第14図 北濠の構造	25
第9図 測量の基準	16	第15図 北濠出土遺物	26
第10図 38次の遺構と土層	19	第16図 包含層出土遺物	27
第11図 39次の遺構と土層	21	第17図 北濠と地形の関係	28
第12図 東濠と土採溝	23		

第Ⅲ章 久米高畠遺跡43次調査

第18図 43次調査地の位置	29	第26図 掘立003	41
第19図 正倉院南部とその周辺	31	第27図 S D 001	43
第20図 43次のグリッド配置	32	第28図 S D 001出土遺物	44
第21図 43次の遺構配置	35	第29図 S K 001	45
第22図 43次の土層	36	第30図 S K 001出土遺物	46
第23図 掘立001	38	第31図 包含層出土遺物	48
第24図 掘立001出土遺物	39	第32図 正倉院の建物	49
第25図 掘立002	40		

第Ⅳ章 久米高畠遺跡46次調査

第33図 46次調査地の位置	51	第38図 S P 1・S P 2・S P 3	59
第34図 正倉院と低地	53	第39図 集石	60
第35図 46次のグリッド配置	54	第40図 西壁土器溜まり出土遺物	61
第36図 46次の遺構と土層	57	第41図 IV層出土遺物	62
第37図 S D 001	58		

第Ⅴ章 総 括

第42図 正倉院における土地利用の想定	65	第43図 久米官衙遺跡群	67・68
---------------------	----	--------------	-------

表 目 次

第1表 各調査の概要	1	報告書抄録	卷末
------------	---	-------	----

写真図版目次

写真図版1 久米高畠遺跡38次調査

- 1 38次トレーニング全景
- 2 38次正倉院東濠

写真図版2 久米高畠遺跡39次調査

- 1 39次調査地全景
- 2 39次T 2 全景

写真図版3 久万高畠遺跡39次調査

- 1 39次T 1 全景
- 2 39次正倉院北濠の段と地形

写真図版4 久米高畠遺跡43次調査

- 1 43次調査地全景
- 2 43次掘立001

写真図版5 久米高畠遺跡43次調査

- 1 掘立001の礎石
- 2 掘立003・S P 3
- 3 掘立003・S P 1

写真図版6 久米高畠遺跡43次調査

- 1 掘立001・S P 3
- 2 掘立001・S P 1
- 3 掘立001・S P 2
- 4 掘立001・S P 4
- 5 S K001調査状況
- 6 S K001木棺痕跡

写真図版7 久米高畠遺跡46次調査

- 1 46次調査区全景
- 2 S P 1
- 3 集石
- 4 S D001遺物出土状況

写真図版8 久米高畠遺跡43次調査出土遺物

- 1 43次出土遺物
折り曲げられた鉄刀
不明鉄製品
墓出土の土師器
“矢鹿”

第Ⅰ章 はじめに

第1節 報告書刊行に至る経緯

(1) 経緯

松山市では、昭和63年(1988年)より、国庫補助を受け、個人住宅の建設や中小零細開発に伴う発掘調査(以下、本発掘調査という)及び重要遺跡の保護のための遺跡の範囲と性格を確認する調査(以下、重要遺跡確認調査といふ)を実施している。平成17年度以降は、それまでの埋蔵文化財センター職員を招聘して調査にあたる形から、史跡指定地内を除く発掘調査業務を財團に委託する形に改め、平成18年度からは、出土物整理作業についても国庫補助を受け同様に実施することとした。以後、報告書の作成については、整理作業を実施した年度以降に埋蔵文化財センターの執筆・編集で行われることとなっている。また、同じく、国庫補助事業によって調査を実施したもののが報告書の刊行が実現していないものについても、平成18年以降、順次、同センターに委託して作成することとなった。

本書にて報告する4件の発掘調査は、平成9年度に市内南久米町において実施した2件の重要遺跡確認調査と、平成11年度・同12年度に同市来住町において実施した2件の個人住宅の建築に伴う本発掘調査である。これらの発掘調査の基礎的な整理作業については各調査年度に実施したが、本格的な出土物整理作業については平成22年度に財團に委託した。また、本書の編集作業は平成23年度に同様に財團に委託して実施した。

なお、本書の刊行主体は松山市教育委員会である。

(2) 正倉院に関する既報告調査との関係

本書にて報告する4件の発掘調査のうち、平成9年度に実施した久米高畠遺跡38次調査¹と同39次調査²は、久米官衙遺跡群³における代表的な官衙施設のひとつである正倉院の濠⁴に関する調査である。また、平成11年度実施の同43次調査⁵と同12年度実施の46次調査⁶は、ともに正倉院の内部における調査である。松山市では、これまでに正倉院における発掘成果を『年報』にて調査年度ごとに随時速報してきたほか、既にその一部を第101集⁷(平成16年3月刊行)と第111集⁸(平成18年3月刊行)、第121集⁹(平成20年3月刊行)の3冊の報告書において公表している。第101集は平成元年以降に民間の宅地開発に先立って実施された正倉院の濠に関する3件の調査報告書である。久米高畠遺跡10次調査における

遺跡名	掲載遺構	報告書No	掲回番号
久米高畠遺跡 10 次調査	東北西角・北東・西東・方形区画	第101集	第5回・第14回
久米高畠遺跡 27 次調査	濠周辺角両隅	第101集	第72回
久米高畠遺跡 35 次調査	東濠周縁石ぐる一部・外側に跨	第101集	第10回
久米高畠遺跡 12 次調査ほか	正倉院遺跡構全般(濠・正倉・長屋・屋・一本柱構・溝・礎石・磚石の根石)	第111集	第110回・第116回ほか
久米高畠遺跡 65 次調査	南濠東部・正倉院周縁の区画遺構	第121集	第14回・第135～138回

このほかの正倉院周縁の底塗については第111集に反映されている。

第1表 各調査の概要

正倉院北西角の成果と同27次における濠の南西角の成果、さらに同35次における東濠南部の成果をまとめたものである。第111集は久米官衙遺跡群と来住廃寺に絞って成果をまとめたもので、その性質上、そのほかの時代の成果については取り扱っていない。第121集は、平成17年度に実施された近隣の2調査とあわせて久米高畠遺跡65次調査の成果を報告したもので、南濠の成果を含む。したがって、正倉院全般の官衙関連の成果については第111集、濠に関しては第101集と第121集で既に報告していることになる。

本書は、久米官衙遺跡群正倉院の濠に関する実質的には3冊目(5件目)の正報告となる。また、濠の内側においては2冊目の正報告になる。

第2節 組 織

平成22年度と23年度に国庫補助を受けて行った本書の作成を目的とする出土物整理業務及び報告書刊行業務は、財団法人松山市文化・スポーツ振興財團の埋蔵文化財センターに委託して実施した。

(1) 整理組織

平成22年度出土物整理業務(平成22年4月1日時点)

委託組織	松山市教育委員会	整理組織	財団法人松山市文化・スポーツ振興財團
教育長	山内 泰	理事長	一色 哲昭
事務局長	藤田 仁	事務局長	松澤 史夫
企画官	勝谷 雄三	次長	砂野 元昭
企画官	青木 茂	施設利用推進部部長	中越 敏彰
文化財課長	駒澤 正憲	埋蔵文化財センター所長	重松 佳久
主幹	森 正経	主査	栗田 茂敏
副主幹	三好 博文	(整理担当)主査	橋本 雄一
		(写真担当)調査員	大西 朋子

平成23年度報告書刊行業務(平成23年4月1日時点)

刊行組織	松山市教育委員会	編集組織	財団法人松山市文化・スポーツ振興財團
教育長	山内 泰	理事長	一色 哲昭
事務局長	嶋 啓吾	事務局長	松澤 史夫
企画官	渡部 満重	次長	近藤 正
企画官	青木 茂	施設利用推進部部長	中越 敏彰
文化財課長	駒澤 正憲	埋蔵文化財センター所長	田城 武志
主幹	森 正経	主査	栗田 茂敏
主査	竹内 明男	(編集担当)主査	橋本 雄一
		(写真担当)調査員	大西 朋子

(2) 史跡久米官衙遺跡群調査検討委員会

松山市では、史跡久米官衙遺跡群とその周辺における発掘調査を的確に実施し、その成果を評価するために、史跡久米官衙遺跡群調査検討委員会を組織している。平成8年の設置当初の名称は史跡久米官衙遺跡調査検討委員会であったが、平成16年8月の第11回委員会以降、史跡名称が変更されたことを受けて現在の名称に変更している。

調査及び整理年次の委員構成は次の通りである(順不同・敬称略)。

平成9年度・11年度

- 委員長 下條 信行 (愛媛大学 教授 考古学)
- 副委員長 松原 弘宣 (愛媛大学 教授 古代史)
- 委員 阿部 義平 (国立歴史民俗博物館 教授 考古学)
- 委員 上原 真人 (京都大学大学院 教授 考古学)
- 委員 松本 修自 (東京国立文化財研究所 室長 建築学)
- 委員 山中 敏史 (奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター 室長 考古学)
- 委員 景浦 勉 (松山市文化財専門委員 委員長)
- 委員 笠崎 優 (愛媛県教育委員会文化財保護課 課長)

平成12年度

- 委員長 下條 信行 (愛媛大学 教授 考古学)
- 副委員長 松原 弘宣 (愛媛大学 教授 古代史)
- 委員 阿部 義平 (国立歴史民俗博物館 教授 考古学)
- 委員 上原 真人 (京都大学大学院 教授 考古学)
- 委員 松本 修自 (東京国立文化財研究所 室長 建築学)
- 委員 山中 敏史 (奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター 室長 考古学)
- 委員 景浦 勉 (松山市文化財専門委員 委員長)
- 委員 森 孝謙 (愛媛県教育委員会文化財保護課 課長)

平成22年度

- 委員長 下條 信行 (愛媛大学 名誉教授 考古学)
- 副委員長 松原 弘宣 (愛媛大学 教授 古代史)
- 委員 上原 真人 (京都大学大学院 教授 考古学)
- 委員 山中 敏史 (元 独立行政法人国際文化財機関奈良文化財研究所 部長 考古学)
- 委員 岡村 道雄 (元 独立行政法人国際文化財機関奈良文化財研究所 部長 考古学)
- 委員 前園実知雄 (奈良芸術短期大学 教授 考古学)
- 委員 大林 潤 (独立行政法人国際文化財機関奈良文化財研究所 研究員 建築学)

第3節 立地と歴史的環境

(1) 遺跡群の立地

来住庵寺¹⁰を含む史跡久米官衙遺跡群¹¹は、高綱山系の山々の麓に程近い松山平野の北東部に位置している。以下、この平野を形成する河川との関係から当遺跡群の立地を概説する。

平野のはば中央を東から西へ流れる重信川が、当平野における最大規模の河川である。松山平野はこの川によって大きく南北に分断されている。遺跡群が立地する重信川北側の地域は、高綱山系に源を発した支流の石手川によって東西に区分され、西の地域には、弥生時代中期から後期にかけての拠点集落である文京遺跡が立地する。石手川左岸が歴史上大きな地位を占めるに至るのは、川越しに文京地区を望むことができる高台に位置する桑原地区に大型特殊建造物群¹²が建設される古墳時代初頭のことである。これ以降、代表的な前方後円墳は、桑原から久米にかけての重信川と石手川に挟まれた区域に限定してその系譜¹³を追うことが可能となる。その後、古墳時代中期の大規模集落として知られる福音寺遺跡群¹⁴は、石手川の支流である小野川と、桑原地区との境を画する川附川に挟まれた区域に立地する。7世紀に至ると、松山平野における政治的中心は、小野川をさらに週った別の支流である堀越川の南に移動し、久米官衙遺跡群の中心域を形成するに至る。



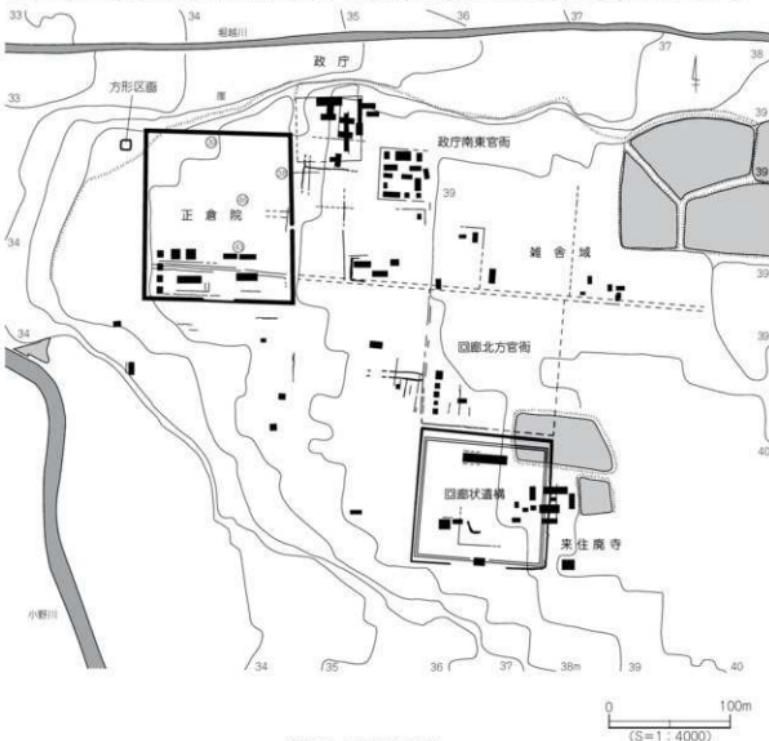
第1図 遺跡群の位置

(2) 遺跡群における調査地の位置

久米官衙遺跡群は小野川の支流である堀越川の河岸段丘を背にして、小野川が南に蛇行する地点の北に広がる微高地上に立地している。北部には政庁¹⁵や正倉院¹⁶、微高地の南辺には当遺跡群を代表する方1町規模の施設である回廊状遺構¹⁷や白鳳期の寺院址である来住庵寺などが立地する(第2図)。

本書にて報告する4つの調査地は、いずれも、遺跡群の北西部に立地する正倉院に関連する調査地である。久米高畠38次調査地は正倉院東濠の北部、同39次調査地は北濠の中央部やや西寄りに位置する。また、同43次調査地は、正倉院南部の様相が明らかにされた31次¹⁸–12次¹⁹–32次²⁰の各調査地が東西に連なる区域の北側に隣接している。さらに同46次調査地は、東濠通用口が確認されている同20次調査地²¹に程近い、43次の北約40m付近に立地する(第3図)。

なお、38次と39次は調査当時水田であったが、43次と46次はともに昭和40年代終わりに造成された住宅地の中にあって、既存の個人住宅の建て替えに伴う調査であった。39次では現在も水田が維持されているが、38次は平成21年に同72次調査²²の終了後、個人による集合住宅の建設が行われている。



第2図 官衙施設の配置

(3) 正倉院とその周辺における調査状況

最初に濠の存在が知られるようになったのは、昭和63年(1988年)の久米高畠遺跡4次調査³³の際で、南濠の南辺が部分的に検出されたことがきっかけであった。これに続いて翌年、同10次調査にて北西角、平成2年(1990年)には同20次調査の際に東濠の通用口が確認され、一連の大溝が8世紀代の区画施設であることが知られるようになる。平成2年頃には東西約120m、南北約140m程度の敷地であると認識するに至るが、内部の様相が明らかでなかったことから、一時、伊予総領所ではないかとする説も提示されたことがある。唯一、同12次(平成元年)で確認されていた2条平行の直線的な素掘溝と共に平行な一本柱列(第3図)に関して、濠で囲われた空間の内部施設であるとの見解が示されたが、濠との方位の違いなどの理由から、平成6年頃から7世紀代の官衙の地割に関連する施設と理解されるようになる。近年では、これら12次から32次にかけて検出された地割を南辺とする方1町規模の7世紀代の区画地が重複して存在し、これがより古い時期の正倉院である可能性を想定している(第6図)。

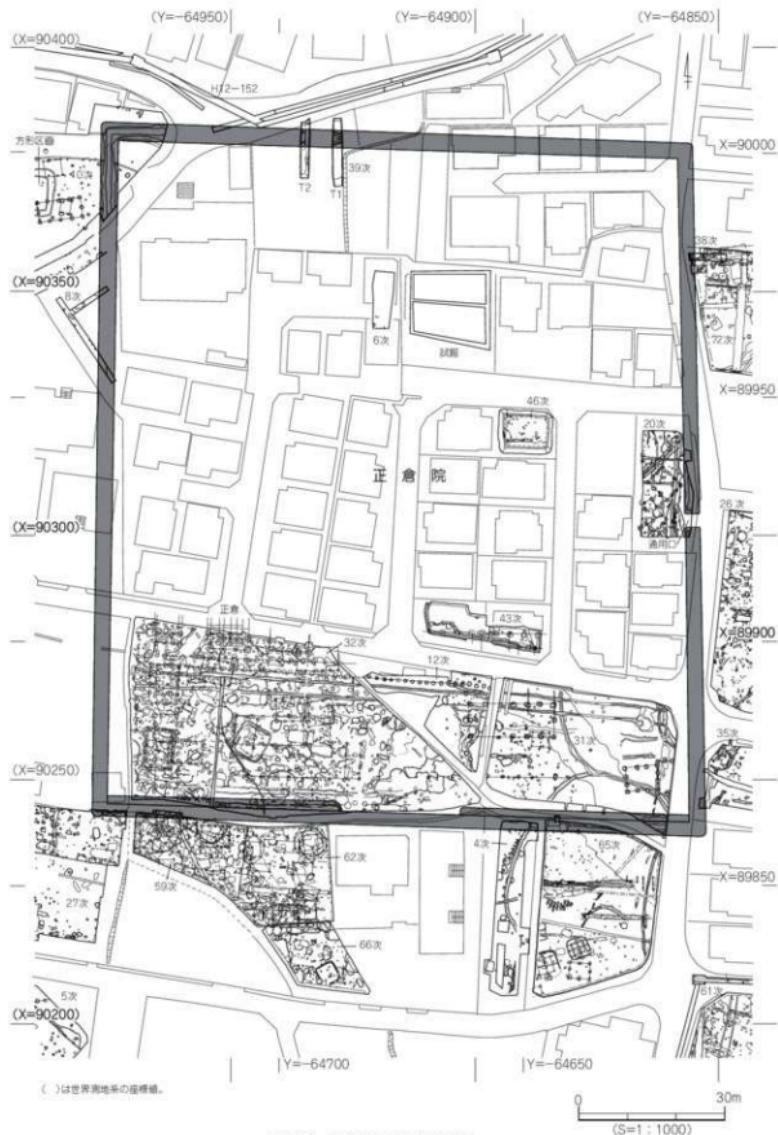
その後、平成8年から9年にかけて実施された同31次と32次の調査成果によって敷地南部における状況が判明したことから、この濠で囲われた施設に関しては、8世紀代の久米官衙の正倉院であることが確定した。ただし、内部の構造に関して、総柱構造の倉(正倉)の棟数が少な過ぎること³⁴に加えて、7世紀代の古い段階の正倉院も重複するとした見解³⁵について、今後、施設中央部から北部における状況の解明を待たねばならぬ課題も残されている³⁶。

施設の外周規模については、東濠の南端近くの同35次に加えて、本書にて報告する同38次・39次の各調査を経て、平成20年3月刊行の第121集において、東濠142.2m、西濠142.3m、南濠125.4m、北濠121.2mとする復元案を提示するに至っている。これは、各濠の断面形状を参考にして、濠が設定された当時の地表面における各濠の外周線の位置を推定復元したものである。後世に水田開発等で地表面が大きく削平されている当遺跡群においては、遺構の現状から当時の状況を復元することの重要性を指摘したものである。結果として濠の規模は、実際に検出された位置より内外に太く復元され、各辺外周の距離も延びることとなった。本書にて提示する正倉院の復元図においては濠の推定範囲に網を掛けているが、実際に検出された遺構の範囲を若干超えて太く表現しているのはこのためである。

最後に、正倉院に近接する周辺の調査地における成果を確認しておこう。

比較的調査事例が多いのは正倉院の南方³⁷である。この区域では、南濠から30mほど離れた場所に複数の地割のための溝³⁸の存在が判明している。正倉院南面の空間利用を考える上で重要な成果である。

正倉院北側から西側にかけての区域で重要な調査は、濠の北西角を調査した同10次調査³⁹である。濠の外側に一辺9.4m四方程度の濠状の溝で囲われた遺構が検出され(第2図)、この溝から陶仏台座³⁹が出土している。方形区画⁴⁰と呼んでいるこの遺構の年代は、正倉院の濠が機能していた時期と重なる8世紀後半を前後する時期ではないかと推測しているのだが、これまでのところこれ自体を佛教施設と積極的に認める状況には至っていない。しかし近年、遺跡群南部の回廊状遺構付近で集中的に認められてきた松山最古の瓦である単弁十葉蓮華文軒丸瓦⁴¹の一群が、遺跡群北部の政府から正倉院北東角周辺にも分布する事実が知られるようになってきたことから、遺跡群北縁に何らかの宗教施設⁴²の移転もしくは新設を想定可能とする見方が浮上している。陶仏台座の出土地点とこれら瓦の出土状況が如何なる関係にあるのか興味深く、当該区域における今後の展開に期待したい。

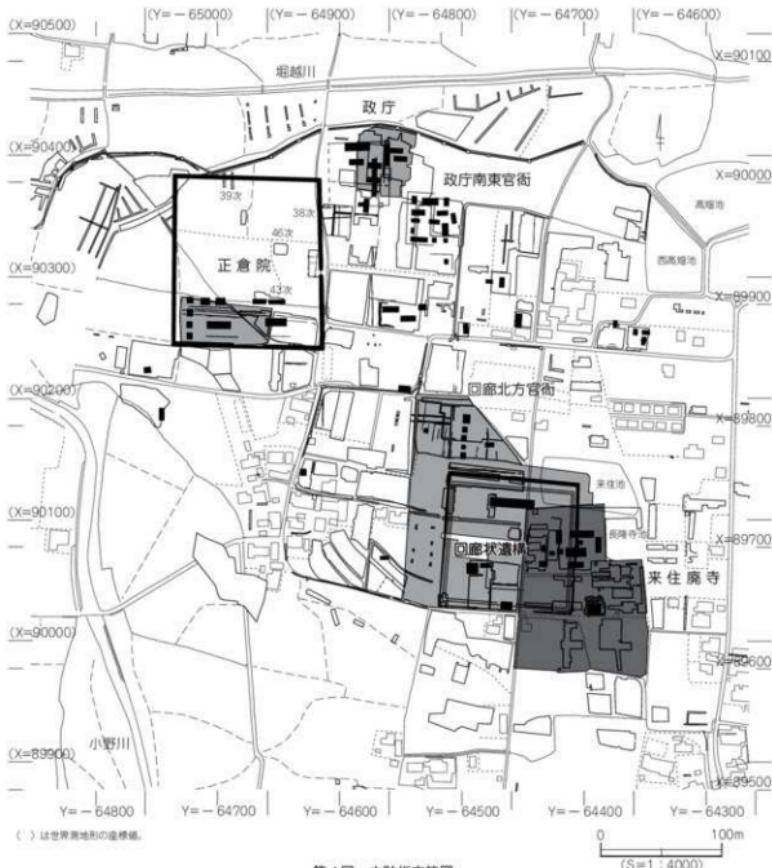


第3図 正倉院周辺の調査状況

(4) 史跡指定区域と調査地の関係

平成15年(2003年)8月、正倉院南西部の一角は国の史跡の一部として追加指定された。かつて久米高畠遺跡32次調査と同12次調査が行われた敷地である。この場所は、隣接する政庁の一部ならびに回廊状遺構とその北の回廊北方官衙の一部とあわせて、久米官衙遺跡の名称で從来からの史跡來住庵寺跡に追加されている。3地区で公簿上約20,300m²が指定を受けた際に正倉院のこの場所が加えられたのは、平成8年から翌年にかけて行われた同32次調査によって、正倉院であることが確定したことが大きい。

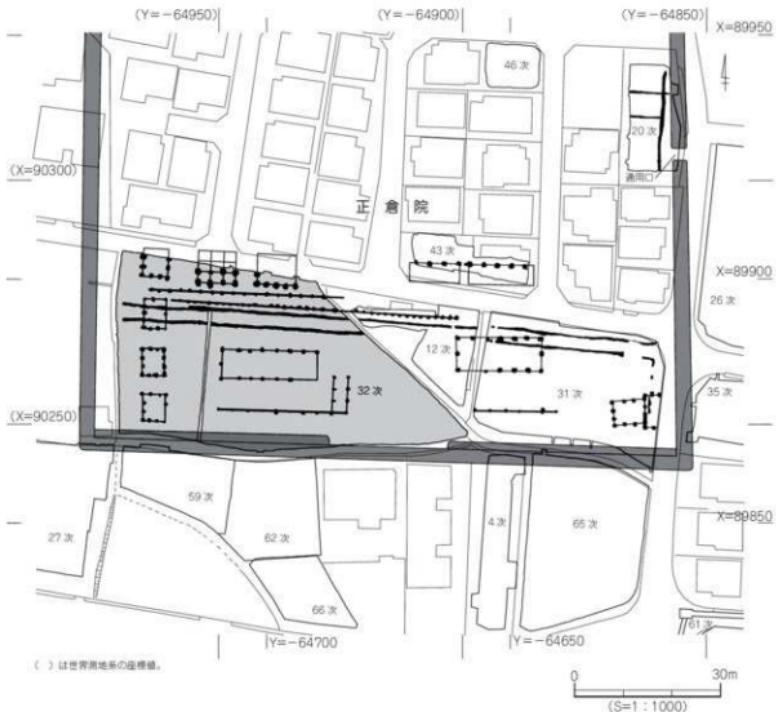
本書にて報告する4件の発掘調査地は、すべてこの史跡指定された敷地の北に位置している。いずれ



第4図 史跡指定範囲

の調査も、正倉院であることが確定した同32次調査以降に行われている。このうち史跡指定区域に最も近いのは同43次調査地で、市道と農業用水路を挟んで同12次調査地のすぐ北に立地する（第5図）。同46次調査地は史跡指定区域から50m以上、43次から北に約40m離れた正倉院の東濠通用口に近い場所に位置している。ともに既存の住宅地における個人住宅の建設に伴う調査であったことから、これら市道北側の区域を史跡指定区域に組み込むことは想定されなかったが、正倉院に関連する建物が検出された同43次調査における成果は、指定に向けての評価付けに際して大きな影響を与えるものであった。

同38次調査地と同39次調査地の2か所は、正倉院の北東部から北端に位置しており、史跡指定地としては正倉院ではなく政府の区域に接している（第4図）。特に同38次調査地のトレンチが設定された場所は、後年、政府の南西角に当たるのではないかとの見方から同72次調査によって広く開け直された経緯がある。同38次調査地とその周辺については、今日では、政府の南西角の位置決定を行う上で特に重要な場所と認識されるに至っている（第12図）。



第5図 32次調査地とその周辺

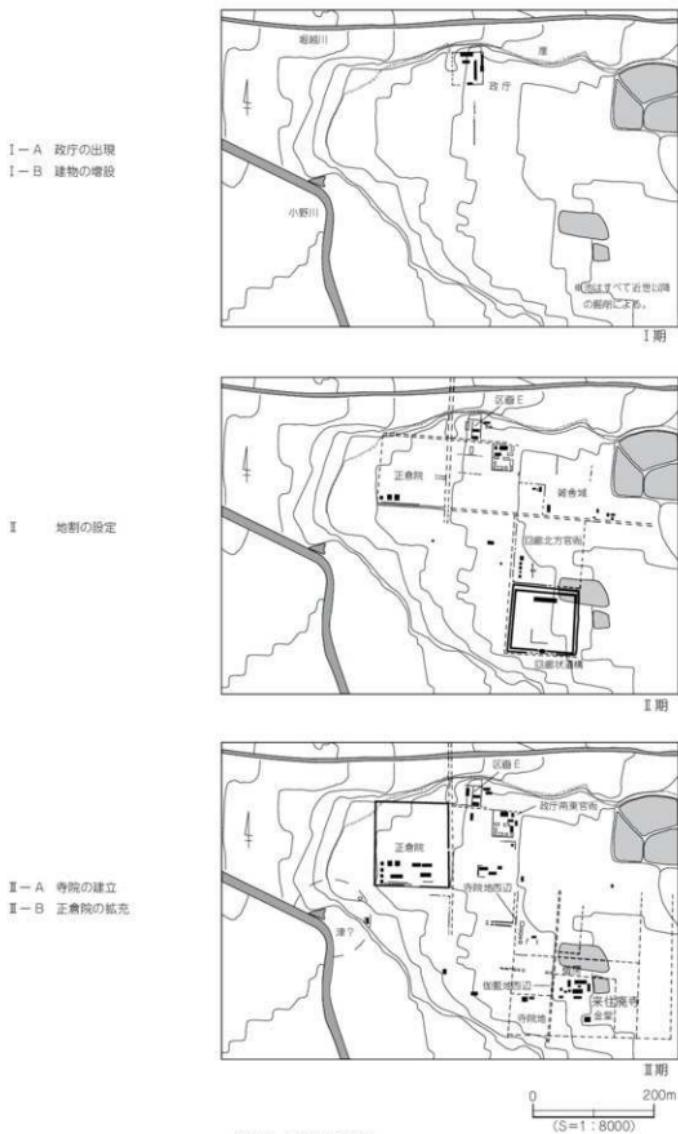
(5) 遺跡群の変遷過程と正倉院

久米官衙遺跡群の変遷については、大きく3時期に区分して説明している（以下、Ⅰ期～Ⅲ期と表記）。なお、政府本体については、これまでのところ周辺において関連施設は確認されていない。したがって単独でⅠ期に位置付けている。

Ⅰ期：政府しか存在が確定していない段階である。時期は7世紀第2四半期ころを上限とし、同世紀中葉にかけて機能したものと想定している。堀越川の河岸段丘の崖が最も北へ張り出した場所に、ほぼ正方位を基準として設けられているが、後のⅡ期に施行される方格地割には対応していない。部分的な建物の増設が認められる。なお、この段階の造営尺は、一般的な唐尺に比べてかなり短いもの³⁴が使用されており、1小尺=0.2883m、1大尺=0.3460mである。

Ⅱ期：方1町(109.44m四方)の敷地と幅3～4mの道路による方格地割に基づいて各施設の配置が行なわれる段階である。時期は7世紀中葉から第3四半期ころと想定している。この時期の政府は発見されていない。後にその外周を濠で囲われることになる正倉院についても、すでにこの時期までにはその原型が成立しているものと考えている。回廊状遺構とその北の回廊北方官衙の敷地の設定については、この時期のものと考えて間違いない。ただし、後者の内部施設に関しては、来住廃寺以前の官衙に使用された瓦³⁵が出土することに加えて、最近の研究から、一部の建物³⁶の造営尺がⅢ期のものであることが判明した。したがって、この施設の建物に関しては、従来の見解を一部改め、Ⅱ期に成立してⅢ期にかけて継続したものと評価する。同様の現象は、遺跡群北部の政府周辺に展開する政府南東官衙や区画E³⁷と呼んでいる施設等でも生じている。Ⅱ期の地割が変更されずⅢ期にかけて踏襲される区域においては、個々の建物の所属時期を正確に判断することが課題となっている。この段階の造営尺³⁸は1小尺=0.304m、1大尺=0.365mに復元しているが、複数のバリエーションが認められる。

Ⅲ期：遺跡群の一角に来住廃寺が建立される。寺院を併設する地方官衙としての形態を探ることが、この時期を説明するにおいて最も重要な要素である。時期は7世紀第4四半期から8世紀ころと想定。寺院は回廊状遺構の東半部に伽藍地西部が重複する位置に設定される。回廊状遺構西半部には寺院存続期の建物が立地することなどの理由から、寺院地の西限はⅡ期の回廊状遺構の西限に概ね対応するものと考えている。なお、伽藍地と寺院地の四隅については、西限以外によくわかつておらず、複数の案を検討中である。寺院創建時に地割が変更されたのは、回廊状遺構周辺の遺跡群南東部に限られたものと想定しているが、その後、8世紀の中ごろに至ると、正倉院の拡充に伴って、遺跡群中央部から西部にかけての一帯でも街路の変更が行なわれる（Ⅲ-B期）。この段階の地割の変化は、正倉院の敷地の形状が、正方形から南北に細長い長方形に変更されたことが主な理由である。正倉院の南部を南に約30m拡張したため、東西方向の道路を南に付け替える必要が生じたことによる。なお、正倉院は、濠出土遺物の様子から、9世紀末から10世紀前半には完全に機能を停止することが判明しており、これをもって官衙遺跡群の終焉と理解している。その後、来住廃寺は11世紀ころまで存続したと考えられているが、寺の実態も含めて、まだよくわかつていない。この段階の造営尺は、来住廃寺の造営を契機として1小尺=0.297m前後の唐尺が導入され、当初はこれの大尺による建物配置が行われたと考えている。



第6図 遺跡群の変遷

注

- 1 橋本 雄一 1998 「久米高畠遺跡38・39次」[松山市埋蔵文化財調査年報]X 松山市教育委員会・財團法人松山市生涯学習振興財團埋蔵文化財センター（※以下、松山市関係は発行機関等を一部省略）
- 2 前掲注1文献参照。
- 3 橋本 雄一 2006 「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」[松山市文化財調査報告書]111 松山市教育委員会ほか
- 4 雨水を外に排水するための溝は見つかっていないことから、塹ではなく溝であったと考えている。
- 5 橋本 雄一 2001 「久米高畠遺跡43次調査地」[松山市埋蔵文化財調査年報]12 松山市教育委員会ほか
- 6 小玉ア紀子 2001 「久米高畠遺跡46次調査地」[松山市埋蔵文化財調査年報]13 松山市教育委員会ほか
- 7 梅木 謙一 2004 「来住・久米地区の遺跡V」久米高畠遺跡-10次・27次・35次- 鷹子町遺跡2次 松山市文化財調査報告書]101 松山市教育委員会・財團法人松山市生涯学習振興財團埋蔵文化財センター
- 8 前掲注3文献参照。
- 9 橋本 雄一 2008 「来住・久米地区の遺跡VI」-平成17年度国庫補助市内遺跡発掘調査事業-久米高畠遺跡65次調査-久米高畠66次調査-来住町遺跡14次調査 松山市文化財調査報告書]121 松山市教育委員会
- 10 小笠原好彦 1979 「来住庵寺」[松山市文化財調査報告書]12 松山市教育委員会・松山市文化財協会
- 11 橋本 雄一 2009 「愛媛県久米官衙遺跡群」[日本古代の郡都遺跡]「条里制」古代都市研究会編 株式会社雄山閣
- 12 橋本 雄一 2010 「播磨四反地遺跡-17次・18次調査」[松山市文化財調査報告書]130 松山市教育委員会ほか
- 13 桑原地区的三島神社古墳、経石山古墳、久米地区西部の二つ塚古墳、同中央部のタンチ山古墳、南部の波賀部神社古墳、東部の播磨塚天山古墳があげられる。
- 14 福音小学校構内遺跡と筋道遺跡を中心とする弥生時代から古墳時代後期の大規模な集落遺跡。
- 15 橋本 雄一 2009 「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」3 久米高畠遺跡47次・51次調査 政府の発掘調査1 松山市文化財調査報告書]135 松山市教育委員会ほか
- 16 前掲注9文献参照。
- 17 橋本 雄一 2006 「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」2 松山市文化財調査報告書]114 松山市教育委員会ほか
- 18 萩田 麻敏 1997 「久米高畠遺跡31次調査地」[松山市埋蔵文化財調査年報]IX 松山市教育委員会ほか
- 19 西尾 幸則 1991 「久米高畠遺跡12次調査地」[松山市埋蔵文化財調査年報]III 松山市教育委員会ほか
- 20 橋本 雄一 1997 「久米高畠遺跡32次調査地」[松山市埋蔵文化財調査年報]IX 松山市教育委員会ほか
- 21 西尾 幸則 1991 「久米高畠遺跡20次調査地」[松山市埋蔵文化財調査年報]III 松山市教育委員会ほか
- 22 橋本 雄一 2010 「久米高畠遺跡72次調査」[松山市埋蔵文化財調査年報]22 松山市教育委員会ほか
- 23 池田 学 1989 「久米高畠遺跡(4次調査)」[松山市埋蔵文化財調査年報]II 松山市教育委員会
- 24 不動倉の棟数が少なく、動用穀(領穀)の収納に用いる屋が占める比率が高い傾向にあると評価し、比較的古い時期の税制を反映している可能性が指摘されている。古代の税制を考える上で重要な視点とされる。
- 25 32次の最も古い縄文の倉：掲出017や本書で報告する43次の掲出003など、正倉院の建物の中で特に古ないと考えている建物の年代は遺跡群II期までと推測している。
- 26 市道から北側の住宅地において空き地は僅に2区画のみ。一定面積を貸家が占めるが土地は多くの地権者が細分されている。最初の宅地造成から40年近くが経過し、住宅の建て替えが始まっているが、本書の2件の調査以降、厚さ1mもの造成土を掘削しての本格調査は1件も無い。現在の基準では、今後、浄化槽の設置等以外にこの区域において下の様子を知る機会は無い。細かな情報を積み上げようにも、その核となる広い面積の調査が実現する可能性は低いため、現状を整理することによって結論を出す時期に来ていると考える。本書ではこの考え方に基づいて、正倉院の全体像の復元を試みているが(第42図)、将来的に成果の中核を成す31次と32次の正報告が成る際に、これを改定できればと考えている。
- 27 前掲注9文献参照。
- 28 65次のS D021。南濠南辺から南に36小尺離れて平行に掘られた生垣の根元を固定した溝と想定。前掲注9文献。
- 29 河野 史知 2004 「愛媛県高畠遺跡10次調査地」[来住・久米高畠の遺跡V]久米高畠遺跡-10次・27次・35次- 鷹子町遺跡2次 松山市文化財調査報告書]101 松山市教育委員会ほか
- 30 仏教建築の飾りとする説もある。また、焼成塑像もしくは仏具の台座とする見方もある。前掲注7文献P165参照。
- 31 溝の外周で一辺30尺四方、溝の内側空間の外周は20~21尺四方に設計された方形周溝墓に似た外見の施設。低基壇上に礎石が配された仏教施設と考えると、水田開発によって溝の下半を残して削平されていても不思議ではない。
- 32 厚手の瓦當に少量の粘土で丸瓦を貼り付けた飛鳥式の瓦。三重弧文軒平瓦と組み合う。来住庵寺創建時に転用された形跡が無く量が少ないとから、小規模な仏堂等の仏教施設に用いられた可能性が検討されている。
- 33 回廊状造構内部に仏堂を想定。ここで用いられたのが一連の瓦であると考え、さらに来住庵寺造営に伴って回廊状造構が壊される際に北部に仏堂を移転したのではないかと想定。72次調査で政府前面の遺跡群II~III期の区画溝からこの瓦が焼成した枯土の塊(粘土細工の一部か)とともに出土したことから検討中の仮説である。来住庵寺は創建時にこの瓦と異なる法隆寺系の軒瓦を採用することから、初期の仏教施設を受け継ぐことは無かったものと考える。したがって、移転先の仏堂の仏像等も寺に戻ることはなく、陶仏台座も最終的に遺跡群の北西端から出土するに至ったと理解する。北部に移された仏堂は、有力者の個人的な持仏堂として8世紀頃まで形を変えながら維持されたのではあるまいか。なお、72次については「年報22」参照のこと。
- 34 官衙出現直前の掲立柱建物の一群と同一寸法。6世紀末から7世紀初頭頃以降の尺長。「第149集」参照。
- 35 前掲注32で説明した瓦。「第149集」の写真図版参照。
- 36 久米高畠遺跡42次掲出006。1小尺=0.2935mで、やや短めの唐尺。「第149集」P66参照。
- 37 前掲注15文献参照。
- 38 回廊状造構の門の構造から割り出した尺長。遺跡群II期の各施設で広く用いられるほか、地割の設定もこれを基本としている。前掲注3文献参照。通常の唐尺より長めであるが、初唐期のものではないかと推測している。

第Ⅱ章 久米高畠遺跡38次・39次調査

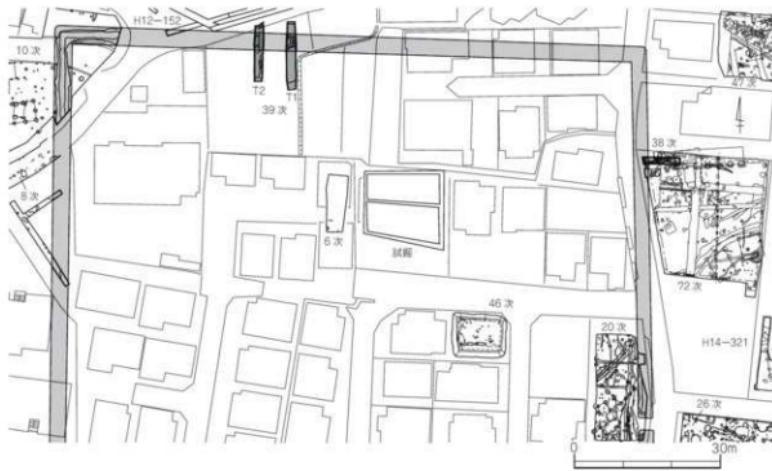
第1節 調査に至る経緯とその後の経過

(1) 経緯

平成9年度の重要遺跡確認調査は、正倉院の2か所と遺跡群中央部の1か所で実施された。このうち正倉院の2か所が、東濠北部の位置確認を目的とする久米高畠遺跡38次調査と北濠中央部における久米高畠遺跡39次調査である。正倉院は平成8年度の同32次調査までの成果によって学術的には正倉院とする評価が確定していたが、外郭の濠の正確な位置情報が不足していたことから、地権者に協力を求め重要遺跡確認調査として実施することになった。当時、両調査地とも水田であったことから、稲の収穫が終わって後に着手することになった。また、調査後に水田に戻す必要から、両地点とも目的を達するために必要な最小限の面積で止めることとした。

発掘調査は国庫補助を受けて実施することになり、平成9年11月20日から着手した。

なお、これら2調査と時を同じくして実施した遺跡群中央部の同40次調査は、遺跡群Ⅱ期の地割による街路の状況把握を目的として実施した調査であるが、この成果については、近隣のほかの調査とあわせて別にまとめる予定であるため、本書では扱わない。



第7図 38次・39次調査地の位置

(2) 調査ならびに整理作業の経過

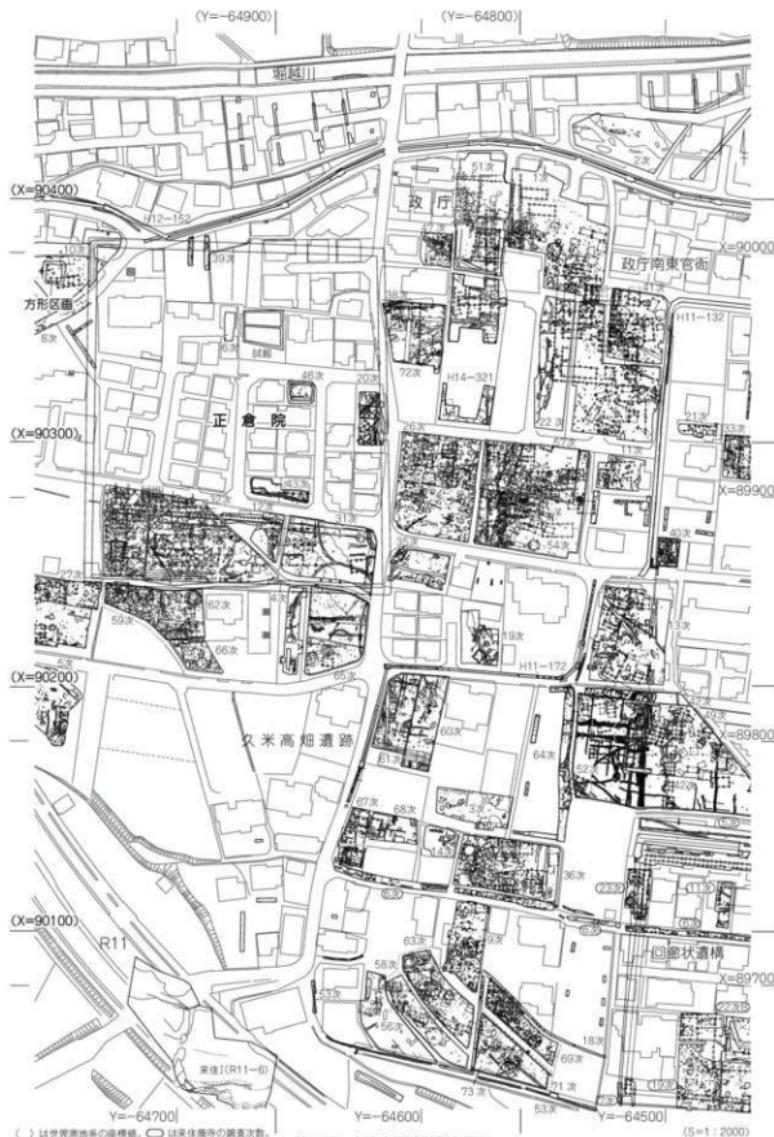
両調査は、平成9年度に学術目的で調査が実施された久米高煙遺跡40次調査と個人住宅建設に先立つ本発掘調査である同37次調査の調査期間中に並行して実施した。ともに小規模で、着手から終了までの工程も共通であることから、以下、あわせて記載する。

調査日誌抄録

平成9年11月20日(木)	現場作業初日。午前中に39次、午後から38次にて重機による掘削を行う。
11月21日(金)	両調査地とも遺構面を精査し、遺構確定作業を終える。午後から雨の予報であったため、急ぎ遺構の検出写真の撮影を終える。濠の上部には旧耕作土が多少落ち込んだ状況であった。
25日(火)	測量用の杭の打設を業者に委託して実施する。この頃、雨天が続く。
28日(金)	平板測量による遺構平面図の作成を終え、両調査地とも各トレーニング壁面の土層断面図の作成に取り掛かる。
12月2日(火)	両調査地とも濠の掘り下げと壁面の土層断面図の作成を終える。
3日(水)	写真担当の大西に依頼して調査完了時の写真撮影を行った後、説明会までの間、現場を保全するためにシートを張る。以降、作業は40次を中心継続。
9日(火)	37次・40次とあわせて下條委員長による現地視察が行われる。
13日(土)	午前10時から一般向けの現地説明会を開催する。参加者約80名。
19日(金)	遺構の保護砂を投入した後、ローターによる転圧をかけながら重機で埋め戻しを行う。翌20日(土)の午後に終了する。
22日(月)	現場最終日。人手による整地、石拾いを行って作業を終了する。

整理日誌抄録

平成10年3月	月末まで9年度調査実施分の出土遺物の注記や図面、写真等の整理作業を行い、あわせて『年報』掲載原稿の作成を進める。
12月	『松山市埋蔵文化財調査年報X』に38次と39次の成果を掲載する。
平成18年3月	『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』の刊行。両調査の成果を盛り込む。
平成22年4月1日(木)	平成22年度市内遺跡発掘調査等業務における出土遺物等整理の一環として、国庫補助を受けて本書作成のための基礎的な整理作業を開始する。主な業務は、出土遺物実測図の確認修正と調査地周辺全測図の作成。
平成23年3月31日(木)	前述の業務を終了し、概要報告書を提出する。
4月1日(金)	平成23年度市内遺跡発掘調査等業務の一環として、国庫補助を受けて本書の作成作業に着手する。主な業務は、掲載図面のデジタルトレス及写真原稿の版下作成、レイアウトの決定など。
9月30日(金)	前述の業務を終了する。
12月8日(木)	本書の仕様を決定する。
平成24年1月17日(火)	入稿。
3月8日(木)	掲載遺物の収納等を行う予定。
3月21日(水)	本書の納品を予定。



第8図 久米官衙遺跡群主要部

第2節 調査組織と調査方法

(1) 調査組織

平成9年度調査組織(平成9年11月時点)

調査主体 松山市教育委員会

教育長	池田 尚郷
生涯教育部 部長	三好 俊彦
次長	丹下 正勝
文化教育課 課長	松平 泰定
課長補佐	馬場 洋
係長	西尾 幸則

調査支援 財團法人松山市生涯学習振興財團

理事長	田中 誠一
事務局局長	池田 秀雄
埋文センター所長	河口 雄三
次長	河口 雄三
調査係長	田城 武志
(調査担当)調査員	橋本 雄一
(調査担当)調査員	小笠原善治
(写真担当)嘱託	大西 朋子

(2) 測量の基準

株式会社バスコ松山支店に委託して、各調査地に国土座標に基づくメッシュ杭を3点ずつ配置している。平板測量用に打設した杭に座標値を取り付ける方法をとった。各杭の座標値は第9図の通りである。なお、本章にて提示する座標値は、世界測地系2000に移行する以前の旧国土座標第IV座標系に基づいている。

通常の調査においては、委託したメッシュ杭を基にして3ないし4m四方のグリッドを設定し、平



第9図 測量の基準

面図はアミ掛けによる20分の1スケールで作成しているが、両調査は幅の狭いトレンチによる調査となつたことからグリッドの設定は行わず、縮尺50分の1の平板測量によって作成した。なお、各トレンチの土層断面図については20分の1で作成している。

(3) 遺構の保護

両調査とも開発行為に伴うものではなかったことから、調査を終了するにあたって遺構の保護措置を講じている。当地で山砂と呼んでいる径3～5mm程度の砕石から粉塵を取り除いたものを遺構の中に一定量投入し、地山面にはこの砂を薄く撒いて目印とした。

久米高畠遺跡38次調査のトレンチに関しては、その後、平成21年に同72次調査が実施された際に改めて開け直しているが、これらの砂による保護は問題の無い状態であった。真砂を用いた過去の別の調査地では、真砂が土圧で固まってしまい、掘り起こす際に土をはしり用いざるを得ず、遺構にも悪影響があった事例があるが、山砂に関してはこの種の問題は生じない。ただし、砂の濃い青灰色の色が黄色の地山上面を汚すことについては若干の難点であった。

(4) 凡 例

- 1 本章における報告内容の一部は、松山市刊行の『松山市埋蔵文化財調査年報』X(平成10年)と同じく『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』(平成18年)に概要が報告されているが、それらの内容に相違点がある場合、本書をもって訂正したものとする。
- 2 遺構の種別は略号で示した。土坑: S K.、溝: S D.、柱穴: S Pなどである。
- 3 遺物実測図のスケールは瓦片のみ1/6で、そのほかは1/4で統一した。遺構は1/100と1/200、正倉院全体図等は1/1000で統一した。
- 4 基本土層の番号はローマ数字で、個別遺構の埋土はアラビア数字等で示した。
- 5 土色の注記の際には『新版標準土色帖』(1989年版)を使用した。
- 6 出土遺物は報告書掲載番号を白色で注記し、未掲載分は黄色の番号が実測図番号に対応している。
- 7 本章にて使用した地形図は以下の通りである。

平成4年3月測図『松山市都市計画図』1/2500



第3節 調査成果の概要

(1) 38次調査の概要

正倉院東濠の一部を敷地北西角で検出することによって、東濠の正確な位置と方向角に関する情報を得る目的で実施された学術目的の発掘調査である。予想通り、敷地の北西角に設けた幅15mほどのトレーンチの西端にて、東濠の濠幅のおよそ東半分を確認することができた。東濠については、前年度までに同35次調査によって南東角に近い東濠南部における濠の東辺位置を確認していたことから、両調査の結果、正確な方向角を知ることができるようになった。調査終了直後に『年報X』(P.79)にて公表した東濠外周の全長は143m、真北からの方向角は北で西に0度40分に復元している。

東濠東辺に接する幅2m程度の範囲において、周囲の地山面と比較して一段低く掘り込まれた部分が確認された。これについては長く正体不明であったことから「テラス」と呼んだ時期もあるが、平成21年に行われた同72次調査の結果、粘土採取を目的とした土採溝の集まりではないかと推測されるに至っている。粘土採取が行われた時期については正確には不明であるが、中世まで時期が下るものではなく、古代の範囲のことであろうと考えているが、濠の内側に築地塀があったことを示す特徴なのか否かについては不明である。

なお、トレーンチ東部で検出された数基の柱穴について、政庁外郭の南辺もしくは西辺を構成するものではないかとする見方もあったが、同72次調査の結果をもってしても未だ明らかにはなっていない。

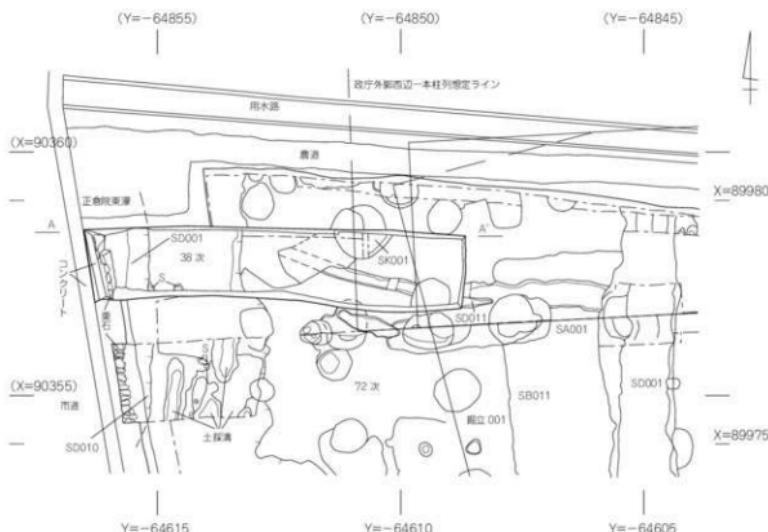
(2) 38次調査の層位

第10図にトレーンチ北壁の土層を示す。

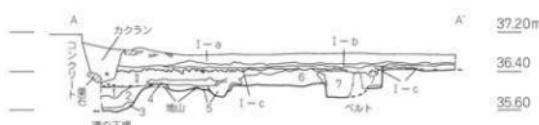
図面左端(西端)は、コンクリート製の市道の擁壁である。基礎として栗石が敷かれており、工事の際の掘り込みラインが確認されるが、その深さは旧耕作土と考えているⅡ層の範囲で止まっていることから、正倉院東濠への直接の影響はない。

I層は現況の水田耕作土層である。耕作土上面付近の標高は36.8m程度で、厚いところで20cmほどを測る(I-a層)。その下位に酸化鉄が多く沈着した同b層、二酸化マンガンの粒が沈着した同c層が認められ、これらの土層の下が地山ないし遺構の埋土に該当する。ただし、濠とその東の土採溝の部分には、Ⅱ層とした旧耕作土層が認められる。この土層は、土採溝の下部(5層)が埋没して後に濠の上部の埋土とともに水平に削られた上で堆積したものとみられる。Ⅱ層下面すなわち現況の濠検出面付近に礫が多く分布していることに加えて、この土層の下部に4層とした人為的ともとれる土層堆積が認められることから、Ⅱ層の堆積は掘削によって平面が形成されて後のことであろうと推測している。おそらく、市道付近のこの場所から西に水田を造成する際に、標高が高い東寄りの場所に比べて一段低く地面を削って、西の水田としたものとみられる。

なお、6層については、大型の円形土坑の埋土に該当するものと考えている。7層の部分は、後の72次調査の結果、2基の円形柱穴が重複していることが判明しているが、土層観察用に設定したベルトに邪魔されてしまい、断面での切り合い関係の記録は無い。



() は世界標準地図の座標値。
72次調査(平成21年)の成果を合成。



- I-a 暗灰色粘質土 (7.5YR 6/1) 水田耕作土。やや青味がかったり。
 I-b 暗灰色粘質土 (7.5YR 6/1) 暗色の鉱物質が密に沈着。
 I-c 暗灰色粘質土 (7.5YR 6/1) 二酸化マanganeseが多く沈着。
 1 暗褐色粘質土 (7.5YR 6/2) 旧耕作土。トレイン西半の低V带にのみ遺存。
 2 黄褐色土 (10YR 5/2) 渾の最上層。Iよりもやや暗いが、土質は似ている。
 3 黄褐色土 (10YR 5/1) 地山 1%。1に比べあまりが良い。須恵器片が多数出土。
 4 黄褐色土 (10YR 4/1) 渾の下層。地山 5~10%。囲くしまっている。
 5 暗灰色土 (7.5YR 6/1) テラス状遺所の上層。地山 5%。
 6 暗灰色土 (7.5YR 4/1) テラスに割り込まれたSD。地山 1%。Iに土質が近似。
 7 黑褐色土 (7.5YR 3/1) 政府外郭西辺一本柱列のSP? 地山 20%。下部に多く見られる。円形のSK? 地山 10%。



第10図 38次の遺構と土層

(3) 39次調査の概要

正倉院北濠の中央部やや西寄りに南北方向のトレンチを2本設定して調査を行った。かつて、久米高畠遺跡10次調査において、濠の北西角周辺が広く調査されて以来、北濠においては調査事例が無かったため、これの正確な規模と方向角の特定を目標として計画されたものである。

調査の結果、ほぼ予想通りの位置で北濠を検出することができた。

濠幅は、T 1、T 2とも広い所で約27mを測る。濠の断面は長方形に近いU字形ないし逆台形であることから、当時の地表面においては少なく見積もっても3mは下らない幅で設定されていたものと考えられる。

注目すべき成果として、濠の底に傾斜が付いているかあるいは段差によって階段状に掘られている状況が明らかになった点があげられる。T 1とT 2における濠の底のレベル差が、僅か7m足らずの距離で30cmに達しているほか、東のT 1では濠の底に段差が認められた。実際の地形もT 1の東へ向かって上がっていることから、傾斜に従って階段状ないしスロープ状に底の高さを変えて掘られていたものと推測している。この点については、本章末尾のまとめの節において詳述する(第17図)。

出土遺物に関しては目立つものは無く、9世紀末ないし10世紀前半頃を上限とする遺物を含む埋土によって廃絶するとされている從来からの南濠における所見を変更する必要のある遺物は見当たらない。土師器の皿の破片が示す年代は概ね前述の時期を上限としており、濠の他の地点における調査所見とも一致している。

なお、北濠以外の遺構は全く検出されていない。弥生時代や古墳時代の遺物についても出土量は少ないとことから、付近における人間活動の密度は各時代を通じて高くなかったものと考えられる。これは、2本のトレンチを設定した場所が、正倉院の中心部と比べて標高が低い低地に当たることと関係している。この点については、本書末尾の第V章総括にて詳述する。

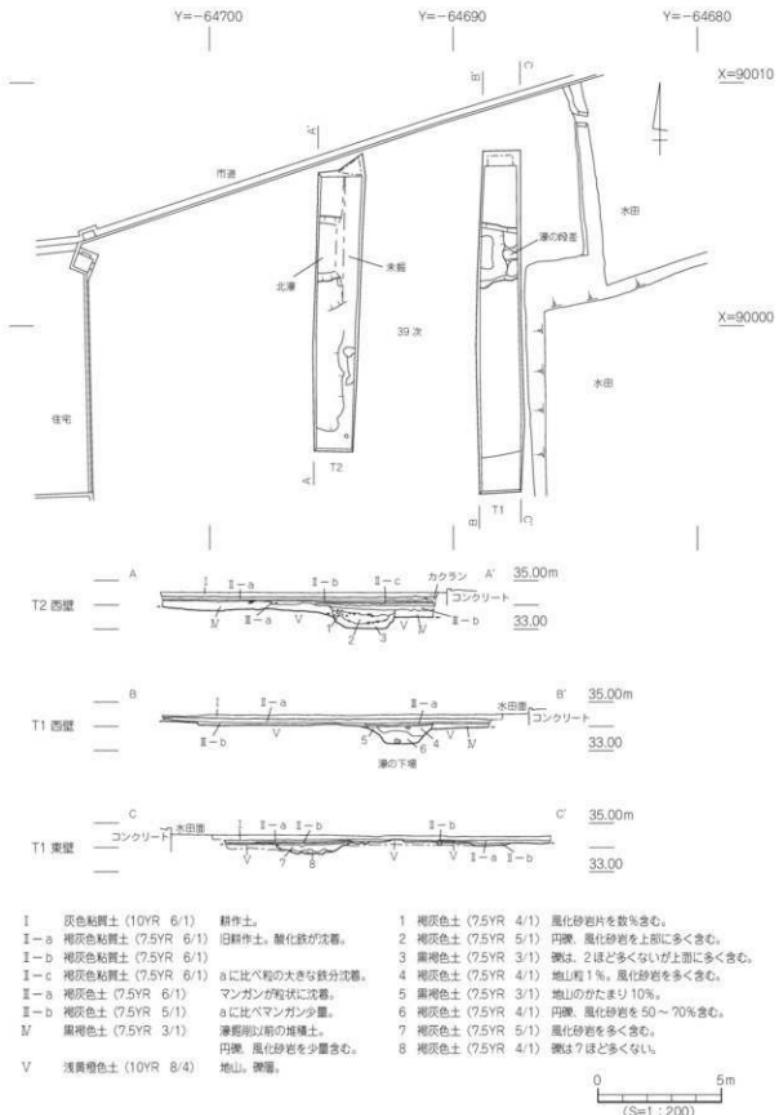
(4) 39次調査の層位

付近は正倉院中心部の高台とは異なり、黒色の包含層が堆積する低地になっている。トレンチを設定した水田の北西角付近が最も地形的に低い場所に当たるものとみられる。同じ水田内においても、東寄りに設定したT 1付近では東の高台に向かって地山面が明らかに高くなってゆく状況が認められ、包含層の堆積はT 2西壁と比較して薄い。

最も深さのあるT 2西壁土層で説明すると、濠は、厚さ0.3～0.4mで堆積しているIV層(遺物包含層)を掘り込んでいる。濠の最上部は、濠付近から北に限って分布するIII層の下面に切られる状況がわかる。この土層はII層と同様、旧耕作土と理解している土層である。堀越川に向かって北へ傾斜する地形に対応して、南側よりも一段低い水田が存在した時期があるものとみられる。徐々に標高の高い南側に水田域が拡大していった様子を見てとれる。

濠の堆積土は、厚みのあるT 2西壁の場合3層が遺存している。濠の段差の西側にあたるT 1西壁では2層、段を上がったT 1東壁の場合も厚みは無いが上下2層に区分される。

各土層の観察結果は第11図に示す。



第11図 39次の遺構と土層

第4節 38次調査の成果

(1) 正倉院東濠と土採溝

前節にて調査成果の概要を述べた際に、東濠とこれに接する土採溝との関係について簡単に示したが、最終的に現在の考え方に至ったのは、平成21年にこの場所が久米高畠遺跡72次調査として再調査されて以降のことである。同38次調査の当初は、この土採溝とみなしている部分について、濠の付属施設ではないかとの想定のもと一体不可分の構造として扱った経緯がある。さらに濠の土層の最上層と土採溝による段の部分の土層が共通で切り合いの認定が困難であったことから、特に濠最上層から出土した遺物に関して、その扱いが不明瞭に成りがちな状況であった。

これに関しては、前節にて説明したとおり、濠本体と土採溝との直接の先後関係は不明ながら、濠の最上層と土採溝付近の段(テラス)の部分の埋土は、後世の水田開発に伴って削平されて以降に成立した旧耕作土にあたる土であって、濠本体や段の部分の埋土ではないとする考えに至っている。

なお、土採溝と段(テラス)と呼んだ部分の埋土の関係について判断するには、72次調査の際に38次の南壁から南に平行に1m離れた位置で記録した土層断面(第12図)が有効である。

SD001 [第10図・第12図] 正倉院東濠である。38次の調査当時、段(テラス)と呼んだ部分は除く。また、72次の際には、周辺で官衙の区画溝が多数検出されたことを受けてSD010の略号をふっている。

掘られた当時の地表面における設定幅は3ないし36m程度と予想しているこの濠幅の東半分に該当する。南濠において幅0.9~1m内外と想定されている濠の底面を東西0.5mほど検出している。トレントチが濠本体にかかった部分は小面積であったため、この部分に関しては全掘した。

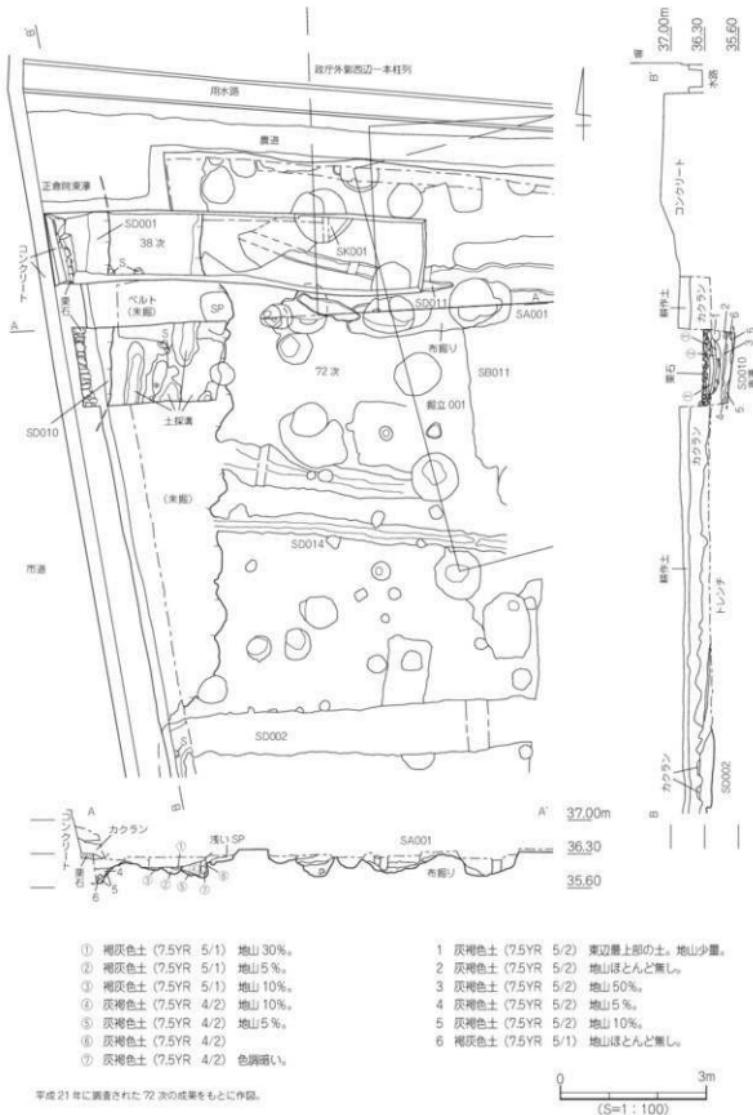
濠の土層断面は1~3層に区分される。このうち2層から須恵器の小片が多く出土している。最上層の1層とした土層は、濠本体とは別にⅡ層とした旧耕作土層に似た性質の土であった。

出土遺物 第13図にて濠出土遺物を提示した。詳細は包含層出土遺物の状況等と合わせて、後ほど詳述する。

時期 8世紀中頃に掘られて9世紀後半から10世紀初頭頃を上限とする時期の土で埋まるとするこれまでの理解を補強あるいは否定する遺物は出土していない。従来からの見解を踏襲する。

土採溝 [第10図・第12図] 72次以降、粘土を探るために掘られた溝と考えている素掘溝の群。72次における所見によると、最低数条ないし5条程の溝が近接して掘られている。38次のトレントチにおいては、北壁沿いのサブトレントチの部分しか掘り下げを行っていないため詳細は不明であるが、この場所でも幅0.3~0.4m、現存する深さ0.1~0.2m程度の比較的短い溝が断続的に掘り込まれているようである。

なお、最も西に掘られた溝が濠東辺と完全に平行の位置にあるものの近接することから、本来、空間的には重複関係にあるものと考えられる。東濠が機能していた頃は、この場所には南北に道路が付けられていたものと想定されている以上、土採のために濠のすぐ傍を掘削したと想定する場合、直ぐに埋め戻されたと考える必要が生じる。濠の内側に築地塀を設ける場合、濠本体やその近辺を掘削して必要な粘土を調達したとも考えられる。当遺跡群においてこの様な特徴的な溝が確認された事例はほかに無



第12図 東濠と土採溝

く、正倉院東濠沿いに特有の現象と捉えるならば、濠沿いに築地堀が設けられていた証拠として積極的に認定すべきかもしれない。

出土遺物 土採溝出土の遺物が上層のⅡ層のものと峻別されているわけでないため詳細は不明であるが、須恵器や土師器の破片が少量出土した程度と記憶している。明確に中世段階と言いきれる遺物は出土していない。

時 期 不明。

(2) 政府外郭一本柱列との関係

トレンチ東部で検出された数基の柱穴について、政府外郭の南辺もしくは西辺を構成するものではないかとする見方もあるが、同72次調査の結果をもってしても未だ明らかではない。第12図に提示したのは、政府外郭南辺一本柱列の柱穴が布掘りの柱穴の西1間で角を成し、北へ折れて外郭西辺一本柱列を構成する場合の復元案である。この案では、政府の全体形状はほぼ正方形となる。ただし政府の入口が外郭南辺の中央より西に寄った場所に位置することになるため、外郭南辺はさらに西へ延びて東西に長い長方形になるのではないかとする復元案もあって、今後の検討課題となっている(『年報22』)。

政府外郭西辺一本柱列が第10図・12図の通りである場合、政府南西角から1間目の柱穴の一部がSK001とした円形土坑と重複することになる。72次の平面ではこの状況を捉えているようにも見えるが、38次のトレンチ北壁土層(第10図)では、土層観察用のベルトが邪魔をして切り合い関係の認識はされていない。現状では、政府外郭の形状に関して38次の成果から言及することは困難な状況にある。

(3) 38次出土遺物

1~4は38次調査地出土の遺物である。いずれも正倉院東濠S D001から出土している。

1は須恵器の壺蓋で、濠の上部から出土した。2は中位から下部より出土の壺身である。7世紀中葉頃のものであろう。内外面に加え断面も黒色に焼きあげられている。3は上層出土の長頸壺等の底部である。高台はハの字形に開き面的に接地する。正倉院の活動期の遺物と考えられる。4は最上層から出土した土師器の皿である。口径約74mmの小型の品である。全体に磨滅が激しく底部の切り離し技法も読み取れない。濠の埋没過程で混入したものと考えられるが正確な時期を特定するには至らない。

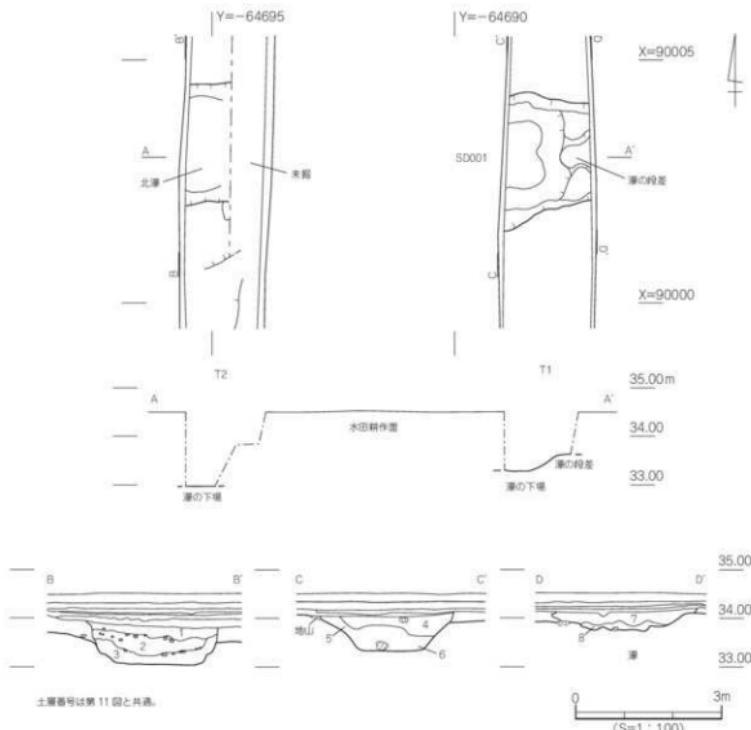


第13図 38次出土遺物

第5節 39次調査の成果

(1) 正倉院北濠

SD001【第14図】 T1とT2の北部において検出された正倉院北濠である。幅はT1、T2とも広い所で約27mを測る。濠の断面は長方形に近いU字形ないし逆台形であることから、当時の地表面においては少なく見積もっても3mは下らない幅で設定されていたものと考えられる。東西方向に延びる濠の底は、傾斜が付けられるかあるいは段差によって階段状に掘られている。T1とT2における濠の底のレベル差が、僅か7m足らずの距離で30cmに達しているほか、東のT1では濠の底に段差が認められた。実際の地形もT1の東へ向かって上がっていることから、傾斜に従って階段状ないしスロープ状に底の高さを変えて掘られていたものと推測している。この所見については、隣接する久米高畠遺跡10



第14図 北濠の構造

次調査や同38次における成果と合わせて、本章末尾の第6節にて改めて触れる(P.28)。

以下、土層堆積状況について最も深さのあるT 2 西壁土層で説明しよう。

濠は厚さ0.3～0.4mで堆積しているIV層(遺物包含層)を掘り込んでいる(第11図)。濠の最上部は、濠付近から北に限って分布するⅢ層の下面に切られる状況がわかる。この土層はⅡ層と同様、旧耕作土と理解している土層である。堀越川に向かって北へ傾斜する地形に対応して、南側よりも一段低い水田が存在した時期があるものとみられる。徐々に標高の高い南側に水田域が拡大していった様子を見てとれる。

濠の堆積土は厚みのあるT 2 西壁の場合で3層が遺存している。濠の段差の西側にあたるT 1 西壁では2層、段を上がったT 1 東壁の場合も厚みは無いが上下2層に区分される。各土層の堆積は、濠の南側から北側への流れ込みが若干強い(第14図)。T 2 西壁の2層に疊が多く含まれているが、土壌や築地塙の存在を示す粘土質の地山の塊は全く認められなかった。濠の南辺から南へ9mの範囲で土層観察を行っているが、新旧の耕作土層と若干の包含層はいずれも完全な水平堆積で、当時の地表面における構築物の存在を示す兆候を捉えることはできなかった(第11図)。

各トレンチでは最終的に遺物包含層(IV層)を掘り下げて地山面における遺構の確認を行っているが、濠以外に遺構は検出されなかった。土層断面で見る限り、IV層を掘り込む遺構についても確認されていないことから、他の時代も含めて付近における人間活動の程度は低いものとみられる。

出土遺物 出土遺物に関して目立つものは無い。5は須恵器、6は土師器である。

5は7世紀中葉の須恵器壺蓋で、濠の上層から出土したものである。口縁部内面のかえり先端は磨滅によって失われているが、口縁端の内側に隠れるようである。6はひどく磨滅しているため器面の詳細な情報は失われているが、内外面に灰色に焼された色調の部分が認められる。古代まで通る時期のものであるのか不明であるが、T 2 の濠の最上層から出土した遺物である。

時 期 9世紀末ないし10世紀前半頃を上限とする遺物を含む埋土によって廃絶するとされている従来からの南濠における所見を変更する必要のある遺物は見当たらないことから、従来の見解を踏襲する。



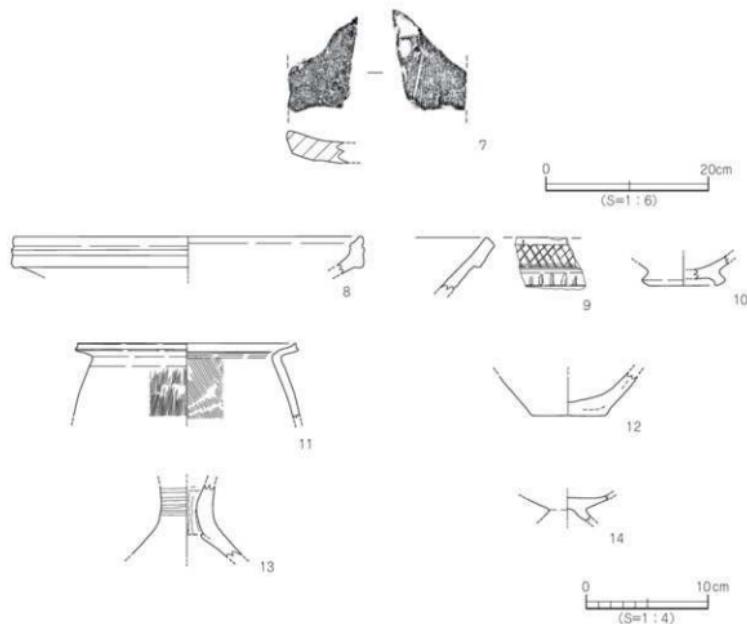
第15図 北濠出土遺物

(2) 包含層出土遺物

T 2で認められた遺物包含層(IV層)における遺物の量は多くない。その理由は、付近一帯が正倉院の中心から南部と比べて地形が低いことにあると考えられる。この点に関しては、各章末のまとめや第V章においても触れているが、今後、周辺における各時代の遺構の実態を考える上で参考になると思われることから、39次の包含層出土遺物について提示しておく。

7は平瓦、8は陶器、9と10は須恵器、11～14は弥生土器である。

7はT 2下部出土の平瓦である。細縄叩きで調整された狭端部の破片で磨滅が激しい。隣接の来住庵寺においては、創建時に太縄叩きによる平瓦が用いられ、奈良時代後期から平安時代にかけての葺き替えの際に細縄叩きのものが使用されることが知られている。8はT 2出土の16世紀頃の備前焼の擂鉢。検出面からの出土と思われる。9はT 2上部出土の須恵器の口縁部で、大甕あるいは器台ではないかと思われる。10はT 2出土の須恵器坏身の底部。高台はハの字形に開き内側の角で接地する。正倉院の活動の中心に最も近い時期の遺物である。11は甕の口頭部、12は底部、13は高坏の軸部から脚部の破片、14も高坏の破片である。これらはいずれもT 2から出土している。13は弥生時代後期の矢羽根透かしが施されるものではないかと思われる。



第16図 包含層出土遺物

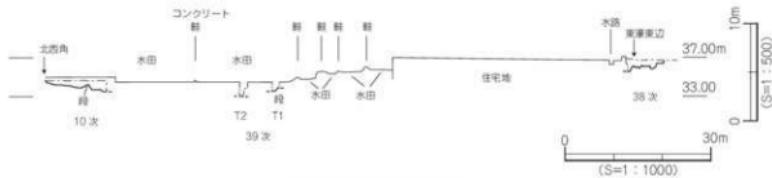
第6節 まとめ

38次と39次調査の結果明らかになった正倉院北濠の構造と地形の関係について、第17図に概略を示した。なお、距離に対して垂直方向の縮分は倍に拡大している。

北濠で最も標高が低いのは39次のT2から北西角の10次東端にかけての一帯で、濠底の高さは33m前後とみられる。T2の東では、T1で認められた段あるいは傾斜によって濠底のレベルは東に向かうにつれて徐々に上がり、北東角付近では35m前後に達するものと推測している。北東角の情報は得られていないが、東濠において最も地形が高い38次における濠底の35.6mと比べると現況の地形が明らかに下ることを考慮して35mとの推定値を採用している。したがって、T2西方の最も低い場所¹から東へおよそ80mに位置する北東角までの間の濠底の比高差は2mに達することになる。

ところで、かつて久米高烟遺跡65次調査²の成果をまとめた際に、南濠の構造について言及したことがある（『第121集』）。南濠東西の現況地表面のレベル差が全長125mで13mであるのに対して、南濠の底のレベル差は0.7mであることが判明しており、地形の高低差をいくらか解消する方向で濠が掘られたと理解した。今回の一連の調査の結果、北濠一帯の地形が南濠沿いに比べて明らかに低いことと、東西の地形の変化がより激しいこと、さらに、この高低差に対して濠の底が階段状に掘られた場所がある事実が判明したわけである。地形の変化に關係なく直線的に設定された正倉院の外郭施設の実態をより詳しく知ることができたと評価している。

以上のように正倉院の敷地は、基本的に高台を選んで設定されているが、その内部はかなり起伏の激しい場所であったようだ。このことは、正倉院の内部施設、つまり倉や屋の配置を想定する上で重要な所見であると考えられるので、43次や46次の各調査における成果も踏まえつつ第V章で改めて検討することとした。



第17図 北濠と地形の関係

注

1 大雨の後などは、大量の水が低い方に向かって流れ下ったに違いない。地形的に最も低いT2西方付近に排水のための溝等が無ければ、濠の水はこの付近でオーバーフローした可能性もある。排水溝については、39次の敷地沿いの市道における下水道工事に伴う試掘調査時に視点のひとつとしたものの、該当の遺構を検出するには至っていない（第3図）。

2 橋本雄一編 2008 『来住・久米地区の遺跡』VI～平成17年度国庫補助市内遺跡発掘調査事業～ 久米高烟遺跡65次調査・久米高烟遺跡66次調査・来住町遺跡14次調査 松山市文化財調査報告書121 松山市教育委員会・財团法人松山市生涯学習振興財團埋蔵文化財センター

第Ⅲ章 久米高畠遺跡43次調査

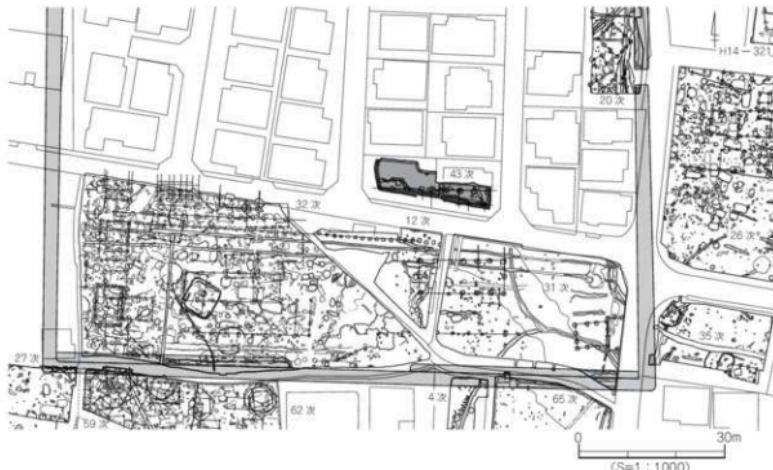
第1節 調査に至る経緯とその後の経過

(1) 経緯

平成10年5月11日、松山市来住町1153番2・1153番13における個人住宅の建設に先立って、当該地が松山市の周知の埋蔵文化財包蔵地「No.127 来住廃寺跡」内に位置することから、埋蔵文化財確認願及び文化財保護法第57条の2第1項の届出書(以下、届出書という)が松山市教育委員会に提出された。これを受け市教委が平成10年5月27日に試掘調査を実施した結果、古代の土器等を含む遺物包含層の存在を確認したことから、当該地における遺跡の存在を推測するに至った。その後、この結果と届出書を受けた愛媛県教育委員会から発掘調査の指示が下りたため、申請者及び関係者と協議のうえ、発掘調査を実施することとなった。

発掘調査は国庫補助を受け、市教委文化財課が主体となり、平成11年8月4日(水)から着手した。

なお、平成16年度以前は、財團の埋蔵文化財センター職員を招聘して発掘調査を実施する形をとっていたことから、現場における実務は財團の小玉と橋本が担当した。



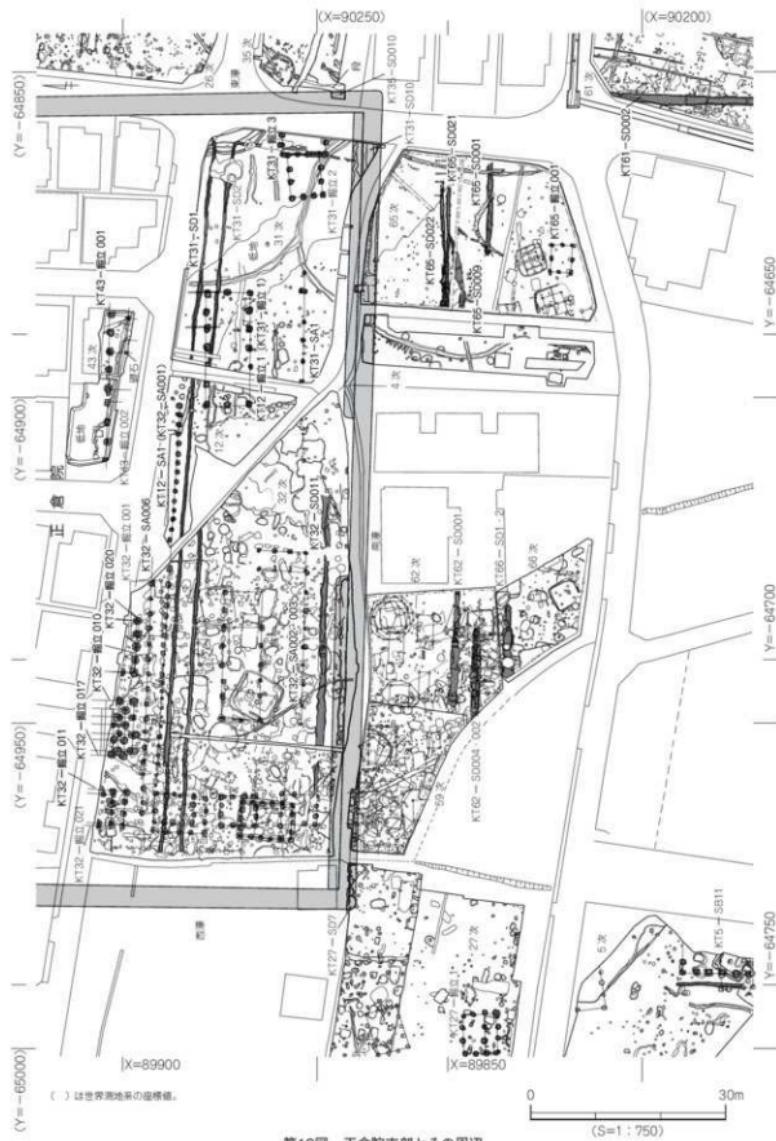
(2) 調査ならびに整理作業の経過

調査日誌抄録

平成11年 8月 4日 (水)	現場作業初日。重機による掘削を開始する。排土はすべて場外に搬出し、9日(月)に終了する。
10日(火)	業者に委託して測量用のメッシュ杭の打設を行う。排土を場外に搬出するため軽四ダンプを調査区内に導入できるよう段取りを整える。
11日(水)	南壁精査中に礎石1基を検出。
12日(木)	南壁で検出された礎石等の写真撮影を行う。
19日(木)	この頃雨天が続き南壁中央の搅乱土部分が崩落。復旧に数日を要する。
23日(月)	松原副委員長視察。遺物包含層の掘り下げと土層図作成の準備を継続する。
9月 7日(火)	第5回史跡來住庭寺跡調査検討委員会による現地指導。
8日(水)	松本委員現地指導。委員会2日目。
14日(火)	1区全景と礎石、大型柱穴の写真を撮影する。引き続き包含層の掘り下げ。
20日(月)	2区において土師器の壊や小皿が副葬された墓1基を検出。
27日(月)	自走式高所作業台等を用いて全景ならびに2区、建物等の写真撮影を行う。
29日(水)	2区は溝と墓以外に遺構存在せず。S D001遺物の取り上げ。
10月14日(木)	大型の掘立柱建物2棟の断面図作成。
20日(水)	14:00から報道発表を行う。
23日(土)	42次調査と合わせて10:00から現地説明会を開催。参加者約200人。
26日(火)	礎石周辺で調査続行。断面図等を追加する。
29日(金)	調査完了時の写真を撮影する。
11月 4日(木)	作業最終日。遺構保護の真砂を投入。42次と合わせて埋め戻しに着手。
26日まで	雨に当てて真砂を締めながら少しづつ宅地に戻す。

整理日誌抄録

平成12年 4月	月末まで整理作業を行い、「年報」掲載原稿の作成を進める。
12月	『松山市埋蔵文化財調査年報12』に成果を掲載する。
平成18年 3月	『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』の刊行。43次調査の成果を盛り込む。
平成22年 4月 1日(木)	平成22年度市内遺跡発掘調査等業務における出土遺物等整理の一環として、国庫補助を受けて本書作成のための基礎的な整理作業を開始する。
平成23年 3月31日(木)	前述の業務を終了し、概要報告書を提出する。
4月 1日(金)	平成23年度市内遺跡発掘調査等業務の一環として、国庫補助を受けて本書の作成作業に着手する。
9月30日(木)	前述の業務を終了する。
12月 8日(木)	本書の仕様を決定。
平成24年 1月17日(火)	入稿。
3月 8日(木)	掲載遺物の収納等を行う予定。
3月21日(水)	本書の納品を予定。



第19図 正倉院南部とその周辺

第2節 調査組織と調査方法

(1) 調査組織

平成11年度調査組織(平成11年9月時点)

調査主体 松山市教育委員会

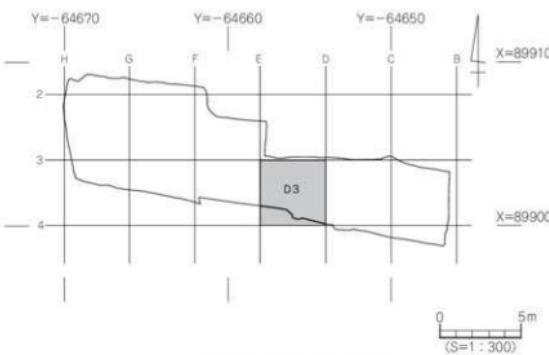
教育長	池田 尚郷
事務局局長	團上 和敬
次長	森脇 将
次長	赤星 忠
文化教育課課長	松平 泰定
課長補佐	馬場 洋
係長	三好 清二

調査支援 財団法人松山市生涯学習振興財團

理事長	中村 時広
事務局局長	二宮 正昌
次長	河口 雄三
埋文センター所長	河口 雄三
次長	田所 延行
調査係長	田城 武志
(調査担当)調査員	橋本 雄一
(調査担当)調査員	小玉亞紀子
(写真担当)嘱託	大西 朋子

(2) 測量の基準

株式会社バスコ松山支店に委託して国土座標に基づくメッシュ杭を打設したうえで、これを基にして4mグリッドを設定した(第20図)。アルファベットと数字を用いてライン名を付し、北東角のライン交点の点名をもってグリッド名称とした。遺物包含層の掘り下げの際には、このグリッドの区分に従つて出土遺物の取り上げを行っている。なお、各遺構の原図や出土遺物の注記内容、あるいは日誌の記載事項に頻繁に登場する1区と2区の区分については、調査区中央に位置するコンクリート擁壁に伴う擾乱溝を境として東側を1区、西側を2区と呼んだものである。この場所を境として遺構密度や遺物包



含層の厚さに違いがあるって調査工程に大きな差が生じたことから頻繁に使用した経緯がある。このような事情から、グリッドの設定以前に包含層から取り上げた遺物については、この区分を基にしている。

なお、本章にて提示する座標値は、世界測地系2000に移行する以前の旧国土標第IV座標系に基づいている。

(3) 遺構の保護

通常は、調査を終了するにあたって、当地で山砂と呼んでいる径3～5mm程度の碎石から粉塵を取り除いたものを遺構の中に一定量投入して保護砂としているが、本調査の場合、宅地に戻す必要があったため真砂を使用している。1m近い厚さの造成土を抜き取っての発掘調査であったことから、終了直後に住宅の建築が行われると建物の沈下が起こる懸念があった。検出された遺構の中には大型の柱穴が複数含まれていることに加えて、東寄りの1区に比べて西の2区の方が地山面の地形が低く、遺物包含層が厚く堆積している等、建築予定の住宅の基礎の不同沈下を心配する理由が幾つもあげられた。こうした事情があって、通常は土圧を受けても固まらない山砂を用いるところ、遺構面に直接真砂を投入し、しっかりと締め固めることとした。埋め戻しに際しては前述の懸念を払拭するために、工程を複数回に分けて途中で雨に当てて土を締めながら進めることとなった。重機の工程が判断されることが懸念されたが、同時期に埋め戻しを実施した隣接の同42次と工程を合わせることによって回避した。

最終的には地権者によって実施された建築前の地耐力調査の結果が良好であったことから、一時検討された地中深くまで钢管を打ち込む工法は回避され、住宅の建築以降、今日に至るまで遺構の保護が実現している。

(4) 凡例

- 1 本章における報告内容の一部は、松山市刊行の『松山市埋蔵文化財調査年報12』(平成13年)と同じく『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』(平成18年)に概要が報告されているが、それらの内容に相違点がある場合、本書をもって訂正したものとする。
- 2 遺構の種別は略号で示した。掘立柱建物：掘立、土坑：SK、溝：SD、柱穴：SPなどである。
- 3 遺物実測図のスケールは瓦片が1/6、拓本を添えた鹿の絵画土器を1/2、そのほかは1/4で統一した。遺構は小型のものを1/25と1/50、建物と土層図は1/100、調査地の遺構全測図については1/150、正倉院全体図等は1/1000で作成した。
- 4 基本土層の番号はローマ数字で、個別遺構の埋土はアラビア数字等で示した。
- 5 遺構及び土器等の色調の記載の際には『新版標準土色帖』(1989年版・2003年版)を使用した。
- 6 出土遺物は報告書掲載番号を白色で注記し、未掲載分は黄色の番号が実測図番号に対応している。
- 7 本章にて使用した地形図は以下の通りである。
平成4年3月測図「松山市都市計画図」1/2500・1/500



第3節 調査成果の概要

(1) 成果の概要

正倉院内部の建物を計3棟検出した。いずれも建物の北辺を構成する側柱柱穴の一部で、全体規模を特定することができる状況ではないが、32次-12次-31次の一連の調査地(第19図)以外では初めての成果であった。

調査区の東半分で検出された5基の柱穴のならびが掘立001である。東西桁行5間以上の規模の建物で、1区南壁で検出された礎石状の石材についても、この建物に後から付加された間仕切りのための柱位置を反映するのではないかとの見方から、この建物との関連が指摘されている。

掘立001の柱筋の西延長線上にならぶ4基の柱穴で構成されるのが掘立002である。調査区北壁沿いで関連の柱穴が検出されなかったことから、建物の北辺に相当すると断定している。梁行規模は不明ながら、柱筋が掘立001と完全に揃う状況から、建物の南辺位置についても両建物は揃っているのではないかと考えている(第42図)。

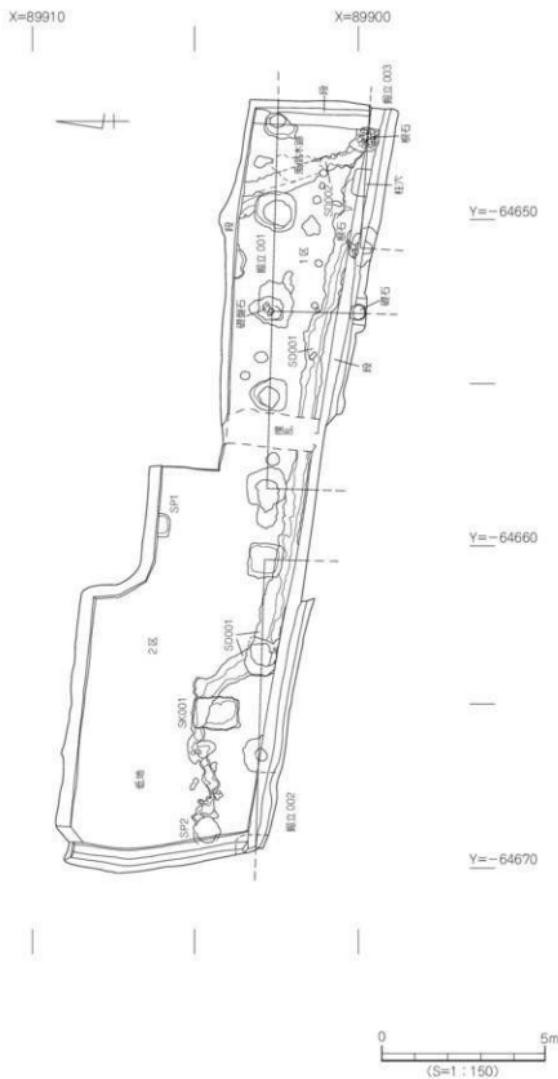
1区南東角、調査区の南壁沿いで3基の柱穴が検出されているが、このうち底に拳大の礎が詰め込まれている東西の2基について、掘立001とは別の建物と評価し、掘立003としている。総柱構造の倉の礎石が抜き取られた状態である可能性も指摘されることから、正倉院の建物の配置とその種類を考えるうえで極めて重要な所見であると認識している。なお、両柱穴の間に位置する方形柱穴については、その配置状況から、別の4棟目の建物の存在を示す可能性があることから注意が必要である。

問題となるのは、掘立003の所属年代である。様々な点において同時性を説明可能な掘立001と002の2棟については、埋土の色調が明るいことに加えて一部の柱穴から來住廃寺の瓦片が出土するなど、当遺跡群における官衙関連建物の中でも新しい段階に位置付けることが可能である。ところが、掘立003とした2基の柱穴の埋土の色調は、これらより明らかに黒いより古い時期の特徴を示すものであった。空間的に完全に重複するこれらの建物の柱穴埋土の色調に明らかな差が認められる以上、過去の経験から、掘立003は掘立001と002に比べて確実に古い時期に位置付けることになる。柱間が3.3m(11尺)に達し、柱穴の底にぎっしりと礎が詰め込まれた2基の柱穴の状況(写真図版5)から、抜き取られたのは柱ではなく礎石であった可能性も想定されることから、かつて西の32次調査地北辺で見つかっている総柱構造の倉との関係も含めて注目される。この建物については、本章第6節にて改めて検討する。

このほか、中世段階の溝1条と墓1基が検出されたことは、当地における耕作地の開発が本格化するこの時期の様相を知るうえで重要な所見である。

(2) 層位

第22図に調査区南壁と西壁の土層を示す。厚さ1mに達する現代の造成土には層位番号は振っていない。I層は昭和40年代終わりに造成される以前の水田耕作土層。II層は旧耕作土層である。III-VI層は古代ないし中世の遺物包含層。このうちVI層は地山(VII層)とV層との漸移層的な土層。掘立001の礎石据え付け穴に切られるIII-2層の年代がわかればよいのだが、詳細は不明。



第21図 43次造構配図



第22図 43次の土層

第4節 官衙関連の成果

(1) 成果の概要

前節の繰り返しになるが本調査における官衙関連の成果を確認しておこう。

43次で検出された官衙関連施設は3棟の建物である。このうち、掘立001と掘立002の2棟は正倉院が濠で囲われる8世紀後半以降の建物と想定している。一方、より黒味の強い埋土で柱穴の底にぎっしりと礎が敷き詰められた2基の柱穴で構成される掘立003は、より古い時期の礎石建物である可能性も指摘される重要な建物である。今後、この建物の構造をどのように考えるかが問題となる。

なお、本書で礎石とした石材は、側柱建物(屋)である掘立001に後から追加された間仕切りのための柱の根元に据え付けられたものである。地表面に露出したものではなく、地下に埋められていた可能性を検討している。

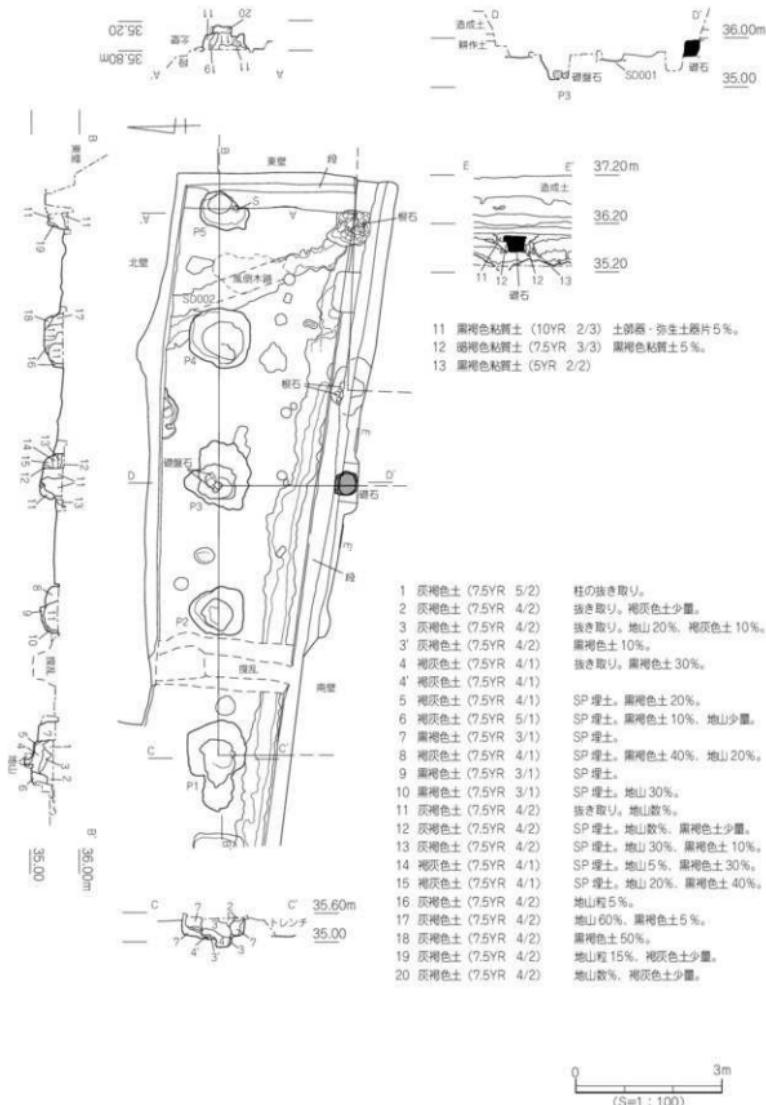
(2) 正倉院の建物

掘立001【第23図】 調査地中央部から東寄りで検出した大型の掘立柱建物である。側柱建物北辺の柱列を検出したもので、妻柱は調査区内では確認されなかった。2区東端に位置する柱穴P1が建物の北西角で、計5基の柱穴から成る。桁行4間分で約11.5mを測る。1区南東角で妻柱柱穴は確認されていないことから、建物は調査区外の東へ延び、桁行規模は5間(約14.4m)以上に達するものとみられる。方位は北で東へ91.5度振っている。

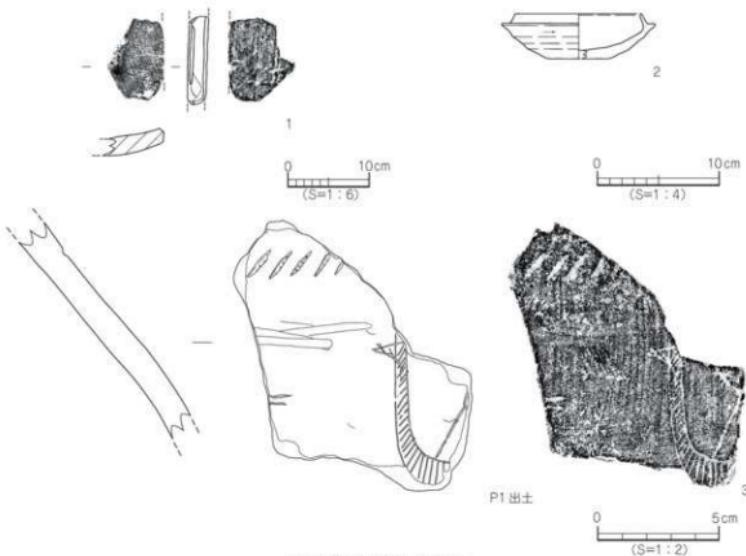
柱材はすべて抜き取られている。このうち北西角のP1においては、柱抜取り穴が柱穴本体を超えて西へ浅く続く状況が認められている(写真図版6)。このような柱の抜き取りが行われるのは、当遺跡群においては一部の大型の建物に限られる特徴である。柱穴は一辺1.2~1.3m×1m、深さ0.4~0.5m程度の大きさで、不整長方形に掘り込まれている。P3の底には角礎2個が礎盤石として設置されていた。

なお、調査区南壁沿いにおいて検出された本書では礎石と呼ぶ石材については、建物北西角の柱穴から3基目の柱穴と対応することから、間仕切りのための柱が設置された場所を示す可能性を想定している。ただし、この礎石を設置するために掘られた据え付け穴には、側柱の埋土に比べて色調が明るい新しい時期の特徴を示す土が詰められていることから、後に追加されたものである可能性が高いと評価している。当時の地表面の高さは、現在の宅地や市道の上面ほど高くはないものの、この礎石の上面や遺構検出面に比べると格段に高かったと予想されることから、この礎石は地下に埋められたものであろうと想像している。礎石は径0.5m、厚さ0.4m程度の大きさの砂岩で、上面は平らな自然面が利用されている。縁は打ち欠いて面取りを行っている(写真図版5)。P3の角礎上の柱推定位置と礎石中央部との間の寸法は約2.65mを測る。

かつて「111集」にて官衙施設の報告を行った際に、P3と礎石の間の寸法の2倍の距離を梁行寸法として提示しているが、こうした間仕切りのために設けられる柱の位置は、必ずしも梁行中央に位置しなくともよいはずなので、111集における梁行寸法に関する記述は撤回することとした。ただし、第42図



第23図 振立001



第24図 挖立001出土遺物

において示すように、この建物の梁行を2間で5.3m程度に復元すると、西の32次で検出されている正倉を含む数棟の建物と南辺柱筋が揃うことから、その可能性は十分にあるのではないかと考える。

出土遺物 1はP4埋土中出土の平瓦片、2はP1柱抜取り穴出土の須恵器坏身、3はP1の埋土から出土した弥生土器の壺胴部片である。

1は淡い赤褐色の焼きのあまい平瓦の破片である。凸面には細縄叩き、凹面には粗い布目痕跡が残されている。当遺跡群において細縄叩きが用いられるのは来住廃寺の改修工事の際で、8世紀後半以降のことと考えられている。3は弥生土器の壺の胴頭部の破片で、櫛状工具の細い沈線で鹿が描かれている。背中に矢が刺さっていることから「矢鹿」と呼んでいる。首から頭部にかけて短い斜線が充填されている。この鹿の前方にもう1頭描かれているようで、後ろ脚と思われる2本の沈線が認められる。走つて逃げる鹿が後ろ脚を後方に跳ね上げた様子を描写したものであろう。矢には矢羽根と思われる表現がされている。

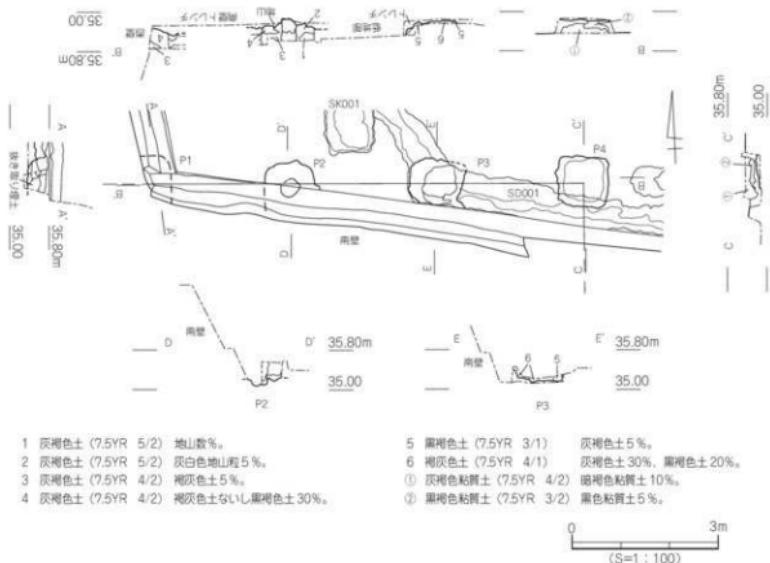
これらの遺物のうち、この建物の年代決定に最も有効なものは1の平瓦である。

時 期 来住廃寺で細縄叩きの平瓦が使用されるのは、奈良時代後半ないし平安時代にかけて幾度か行われた瓦の葺き替え工事の際である可能性が想定されている。金堂の創建当初の瓦には含まれないことがほぼ確定していることから、この瓦の年代が7世紀後葉の冒頭にまで遡ることはないと想定されている。奈良時代後半を上限とするこの瓦の出土によって、掘立001は正倉院が濠で囲まれて以降に建てられたものであって、回廊状造構に代表される遺跡群II期や来住廃寺が創建されるIII-A期冒頭まで遡るものでないことがわかる。

掘立002 [第25図] 掘立001の真西に位置する掘立柱建物。掘立001と同様、建物北側の側柱柱穴のみが検出されている。確認された柱穴は4基である。柱通りは東の掘立001とはほぼ完全に一致することから、似た考え方の建物で、おそらく掘立001と同様に側柱建物であろうと推測している。掘立001との棟間距離は1.86m(6尺)に復元している。同時併存は可能であると考えられるが、掘立001北西角のP1の柱抜取り穴が細長く掘立002北東角の柱穴に向かって伸びる状況が確認されていることから、少なくともその廃絶には時間差が存在するものとみている。

北東角のP4と西端のP1において柱抜取り穴の詳細が明らかでないため柱の推定位置が定まらないことから、桁行規模は正確にはわからないが、東西4間の場合12.2m、5間の場合は15.2mに達する大型の東西棟に復元され、いずれの場合も掘立001より大きくなる。なお、柱間は3mを若干超えるものとみられ、政府正殿や回廊状造構の正殿的建物に次ぐ広い桁間に設定された建物のひとつとなる。なお、建物の梁行寸法に関しては、妻柱が検出されていないため掘立001と同様不明であるが、掘立001で提示した間仕切りの柱位置を用いた推定を参考にして、2間で5.3m程度と想定しておきたい。

掘立001が立地する東の1区と比べて地形が下がる低地に立地しているため、検出された各柱穴の地山面に対する掘り込みは浅い。4基の柱穴のうち、東寄りの2基の掘りかたの底は地山面にまで達していない。ほかの2基についても地山への掘り込みは極僅かな状態であった。柱穴は一辺0.5~0.6m四方程度の不整方形のもので構成され、検出面からの深さは深いもので0.25m程度である。方形の程度という視点では、掘立001の柱穴に比べてやや四角い印象を受ける。一部で柱の抜取り穴を確認している。掘立001と同じく、柱抜取り穴には柱穴本体の埋土よりも色調が明るい土が入れられる傾向にある。



第25図 掘立002

出土遺物 調査区南西角のP 1より、4～5点の弥生土器片が出土しているが、いずれも固化不能であった。

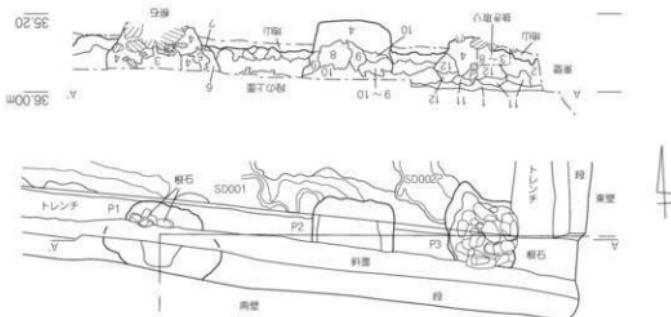
時期 掘立001と一連の建物であると考え、時期についての評価もこれを踏襲する。

掘立003 [第26図] 1区南東角に位置する建物。掘りかたの底に拳大の礫がぎっしりと詰め込まれた柱穴2基によって構成される。なお、調査区南東角のP 3と西に約3m離れたP 1との間に位置するP 2については、この建物とは異なる別の建物の柱穴である可能性を想定している。これについては後述する。

P 3とP 1の柱間は推定でおよそ3.3m(11尺)を測る。1区北部で関連の柱穴が検出されないことから建物は南東方向に展開するものとみられ、方位は真北で東に93°振っている。

柱穴の掘りかたの下部ないし下面には、写真図版5に提示したように、拳大の河原石が隙間なく詰め込まれている。P 3では底に敷き詰められたような状態で検出されているが、西寄りのP 1の場合には、複数の礫が段状に積み重なった状態が認められた。柱の礎盤石もしくは礎石の根石であると理解している。抜取り穴の形状から柱なのか礎石なのか区別が付く状態にはなかったが、礎石が置かれていた可能性は十分にあるのではないかと考えている。なお、この建物については、章末の第6節にて若干の検討を行っている。

出土遺物 P 1から弥生土器の小片が数点出土したのみである。年代の特定につながる遺物は含まれていない。



- | | | | |
|--------------------|-----------------|---------------------|-------------------------|
| 1 灰褐色土 (7.5YR 6/2) | 礎石の裏込め。マンガン粒少量。 | 7 褐灰色土 (10YR 4/1) | SP 墓土。地山 60%。 |
| 2 灰褐色土 (7.5YR 4/2) | 地山 1%。 | 8 褐黃褐色土 (10YR 4/2) | 抜き取り? 桂灰色土 20%。 |
| 3 灰黃褐色土 (10YR 4/2) | 柱抜き取り穴の埋土。 | 9 褐灰色土 (10YR 4/1) | SP 墓土。灰黃褐色土 20%。地山 10%。 |
| 4 黑褐色土 (7.5YR 3/1) | SP 墓土。地山 10%。 | 10 黑褐色土 (7.5YR 3/1) | SP 墓土。地山 90%。 |
| 5 灰黃褐色土 (10YR 5/2) | SP 墓土。地山 5%。 | 11 灰黃褐色土 (10YR 4/2) | |
| 6 褐色土 (10YR 4/1) | SP 墓土。地山少量。 | 12 褐灰色土 (10YR 4/1) | SP 墓土。 |



第26図 掘立003

時 期 P 1 の 4~7 層、特に 4 層のような色調の黒い埋土の遺構については、官衙遺跡群の中でもより古い時期の特徴と考えてきた経緯から、遺跡群 II 期以前の建物であって III 期まで下る可能性は低いものと評価している。西の 32 次調査地北辺に位置する総柱構造の倉 (KT-32・掘立 017、同 010、『第 111 集』) と同様、正倉院が濠によって囲われる以前の遺跡群 II 期の正倉院に属すか、あるいは、さらに古い段階の建物であると考えられる。32 次の倉と比較して掘立 003 の位置が南に寄っており、その南面が掘わぬことは、KT-32・掘立 010 (礎石建物に転換) と同段階の建物ではなく、さらに古い時期 (遺跡群 I 期あるいは 6 世紀末~7 世紀初頭頃) のものであることを示しているのかもしれない。

掘立 003・P 2 [第 26 図] 掘立 003 の P 1 と P 3 の間に位置する方形の柱穴を、調査当初この建物の柱穴と考え P 2 と呼んだ経緯がある。現在、この柱穴については、掘立 003 とは別の建物の柱穴である可能性が高いと考えている。したがって、掘立 004 とすべきところではあるが、このほかに間連の柱穴が検出されておらず建物としての実態を伴わないことから、独立した遺構番号を振るには至っていない。

P 2 は一辺 0.8m 四方程度の方形に近い形状の柱穴で、深さは 0.6m を測る。14 層と 17 層が柱の抜取り穴の埋土であると考えている。抜取り穴の下位に 10 層が厚く堆積している点に関しては、半蔵位置が中心を外した結果であるのか、あるいは柱の根入れの高さ調節のためであるのか定かではない。

P 2 の位置は、掘立 003 の P 1 と P 3 の間ではあるが、かなり P 3 に寄っている。P 2 の柱抜取り穴の位置が若干西の P 1 寄りに偏ってはいるものの、3 基の柱穴の柱を等間に復元するのは難しい。

出土遺物 無し。

時 期 埋土がかなり黒っぽいことから、比較的古い時期のものとも考えられる。方形柱穴であることは、官衙出現直前の 6 世紀末~7 世紀初頭頃ないし遺跡群 I 期に位置付ける場合にも矛盾しない。当遺跡群においては、官衙出現直前の 6 世紀末~7 世紀初頭頃の段階で一定割合で方形柱穴の建物が出現することが知られている (『第 132 集』・『第 149 集』ほか)。

第 5 節 古墳時代と中世の成果

(1) 古墳時代

古墳時代終末段階 (官衙出現直前ないし遺跡群 I 期を含む) を除く古墳時代の遺構は、1 区東部で検出された溝 1 条と柱穴 1 基のみである。なお、明確に弥生時代のものと断定できる遺構は検出されていない。

S D002 [第 27 図] 1 区東部で検出された直線的な素掘溝である。極めて浅く、幅は 0.45~0.9m 程度しか遺存していない。付近の地表面が西寄りの区域に比べて高くなっていることから、これを掘り込むことによって遺構として遺存したものである。掘立 001 と掘立 003 の柱穴に切られていることから、官衙施設に先行することは確実である。若干西に掘れる別の溝と重複関係にある可能性があり、その部分を破線で示した。これら 2 条の溝は、南部では完全に重なっているようである。倒木痕を掘り込んでいる。

方位から判断する限りにおいては、官衙の区画溝である可能性はほとんどない。南東に隣接する久米

高畠遺跡31次調査地で検出されている幾つかの溝とも関連は無いようである(第19図)。

出土遺物 土師器壺の口縁部の小片が1点出土しているが図化不能であった。

時期 古墳時代後期を上限とすると考える。

SP2 [第27図] 2区西壁南部に位置する不整形な柱穴。上部を中世のSD001に切られている。直径は1m弱程度の比較的大型の柱穴とみられる。柱は抜き取られていることが判明している。同じく2区北壁沿いに位置する方形のSP1(第21図)との関係を検討したが、両柱穴間に柱穴は検出されなかつた。2方向で断面図を作成しているが、手違いにより土層注記がされていない。

出土遺物 須恵器の小片が1点のみ出土している。

時期 古墳時代後期を上限とするものと考えられるが詳細は不明。

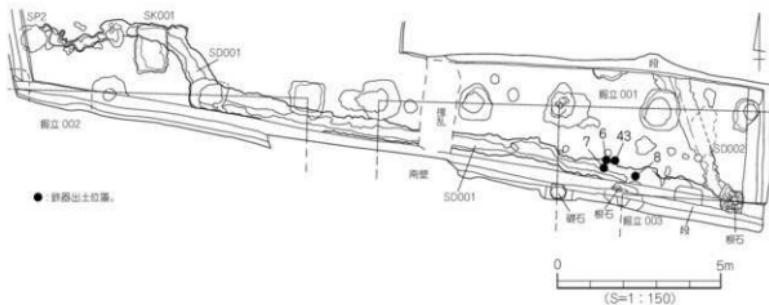
(2) 中世

43次調査において古代の官衙関連遺構に次いで重要な位置を占めるのが、中世段階の遺構と遺物である。溝1条と墓1基が検出されており、ともに遺物にも恵まれている。

調査地南壁沿いに検出されたSD001は、これのすぐ南を平行に西流する現在の用水路の原型となつた溝ではないかと考えているもので、鉄製品が多く出土している(第6節)。また、2区南部でこの溝に切られている長方形の土坑状の遺構がSK001である。土師器の壺と皿が多数副葬されており、12世紀後半から13世紀前半頃の墓であると考えている。

SD001 [第27図] 調査区の南壁沿いに位置する浅い溝状遺構。西部で北へ屈曲してSK001と重複する。墓であるSK001より後出する段階の溝である。

調査区南東角から南壁沿いを西に向かい、掘立002のP3と重複する地点で屈曲し、2区西壁沿いのSP2付近で浅く痕跡的な状態に至る。幅0.6m、深いところで0.2mほどを測る(断面は第29図参照のこと)。現在の農業用水路と完全に平行の位置関係にあることから、この水路の原型にあたる溝ではないかと推測している。官衙を配置した古代の地割が失われ、現在、調査地の南にみられるような斜め方向



第27図 SD001

に方位を振った道路や水路が出現した最初の段階を示すのがSD001ではなかろうか。

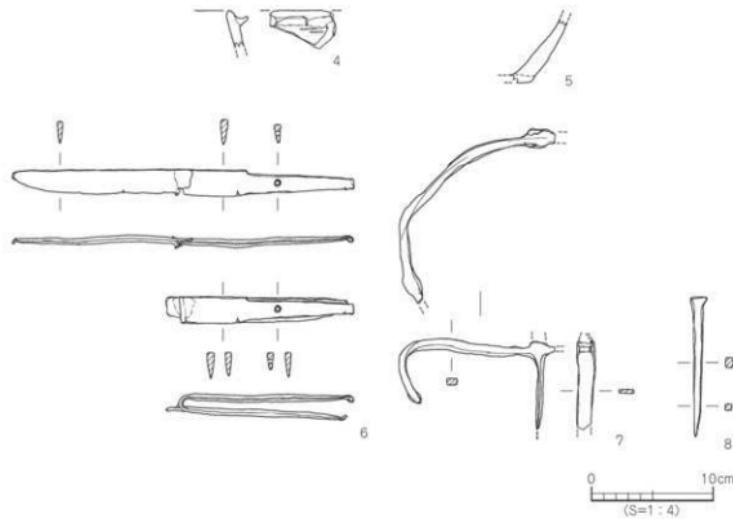
2区東端よりも東において、鉄製品の破片が多く出土している。明確に出土位置の確認が可能なもの4点については第27図にその位置を示した。

出土遺物 4は中世の土師器羽釜、5は亀山焼と思われる大甕の底部近くの破片。6~8は鉄製品である。

4は墓を含むF3グリッドから出土した土師器羽釜の口縁部の破片である。直線的な口縁部は内傾し、鈔状に摘み出された薄い突帯が貼り付けられている。外面は黒色に変色している。5は赤褐色に焼きあげられた亀山焼と考えられる大甕の底部近くの破片で、外面に細かな格子目叩きが施されている。

6は鉄製の短刀である。木製の柄を付けて鞘に納めれば1尺に仕上がるよう意図されて作られたものと想像している。刃部長185mm、柄の長さ99mm、全長284mmのはば中央で完全に折り曲げられ、さらに切先と柄部の端を内側に折り曲げた状態で、同じく鉄製品である7の近くから出土した。土圧によって折れ曲がったのではなく、この状態に折り曲げてから溝の底に置かれたものである。おそらく、祭祀行為に用いたこの刀を、日常生活で利用できなくするために意図的に折り曲げたものであろう。両端を内側に折り曲げたことも、その意志の強い現われと理解できる。7は正体不明の鉄製品である。土圧による歪みもあるようだが、復元直径約236.5mm、内法直径およそ230mm(7寸5分)ほどの円形の鉄の輪に対して下あるいは上方向に垂直の部品を4か所接続した形状をしている。輪に接続する部分はほかの部分に比べて幅広に作られている。現代の製品で例えるならばガスコンロの五徳に近いイメージのものであるが正体は不明である。8は鉄釘である。全長114mm。これも7の近くから出土した。

時期 切り合ひ関係から、SK001(12世紀後半から13世紀前半)より年代は下る。土師器羽釜の口縁部形態と亀山焼の存在から、13世紀頃を上限とするものと考える。

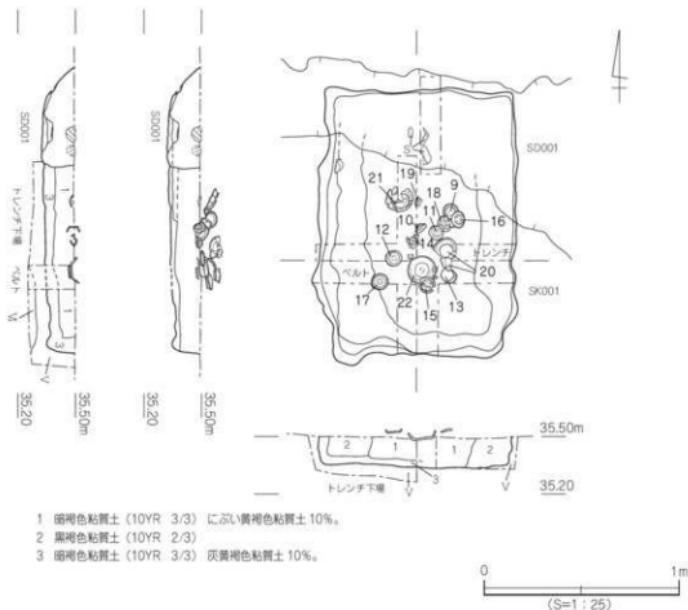


第28図 SD001出土遺物

SK001 [第29図] 2区の南西部に位置する中世の墓である。北辺を中世の溝であるSD001によって切られている。墓壙の主軸はほぼ真北に対応し、南北1.40～1.45m、東西0.97～1.05m、深さ0.15mを測る。墓壙底は地山面には達しておらず、低地の遺物包含層であるV層ないし漸移層であるVI層を掘り込むに止まっている。墓壙底は比較的平坦に仕上げられており、その寸法は南北1.3m、東西0.9m強を測る。

墓壙内の土層は1～3層に区分される。1層は木棺とその内部への流入土、2層は木棺の周囲に入れられた墓壙埋土である。3層について調査時の所見では、墓壙底から側壁にかけて貼り付けられた土と認識しているが、短軸の断面を見る限り、これによって木棺の水平が保たれたようにも見えないことから、置き土や貼り土の類ではなく、2層と同様の墓壙埋土と見るべきであると考える。木棺を反映した1層の下に3層が入り込んでいる点については、棺底と墓壙底との間に流入した埋土と理解する。なお、木棺の棺材の厚さについては判明していないが、1層と2層との境が木棺の外面を反映していると考える。推定される木棺の寸法は、棺底で長辺1.2m強×短辺0.5m強程度、4尺×1尺8寸(20:9)とみられる。

出土遺物は1層の上部に限られた形で出土した(第29図・写真図版6)。土師器の壺3点と、同じく皿が11点である(第30図・写真図版8)。数個体は下向きであったが多くは上向きで、9、16、18、11、20は互いに一部重なり墓の中央部に向かって傾斜した状態で検出されている。これらの出土状況か



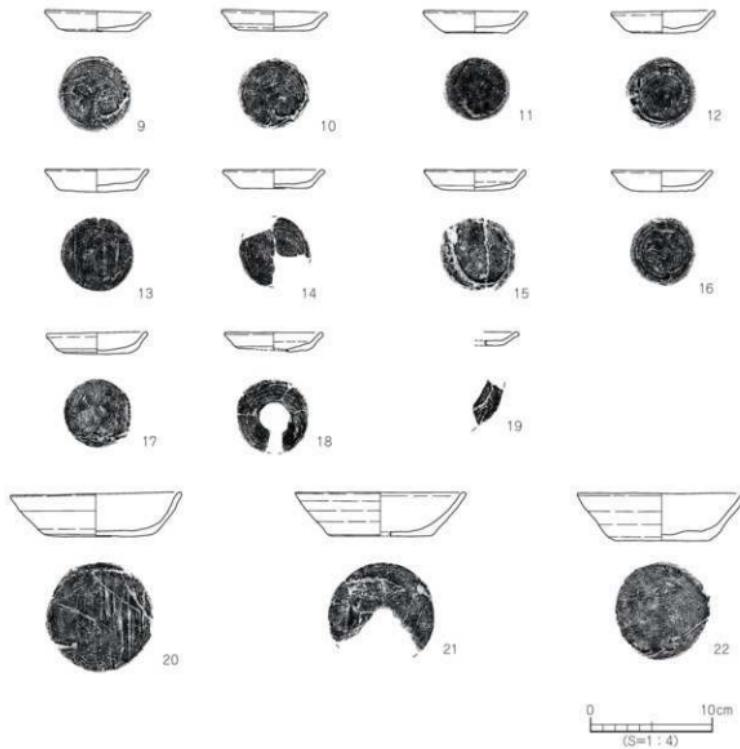
第29図 SK001

ら、副葬品はすべて棺上に置かれていたものと断定した。棺の腐朽によって棺内に落ち込んだものであろう。棺内及び墓壙底には副葬品は無い。副葬品は土師器の壺と皿のみで、金属製品や木製品、装飾品等は確認されなかった。古鏡も同様である。また、被葬者の歯や骨、それらの痕跡も確認されていない。

出土遺物 9～19は土師器の皿、20～22は同じく壺である。皿と壺の形状は共通しており、口縁部が外へ大きく開くものである。

皿の口径は最小の18で81mm、最大の13で87mm、径の復元が可能な10個体の平均で84.3mmを測る。底径は51mm～58mmで、平均値は54.4mmである。底部はいずれも回転糸切り技法による切り離しで、11、12、13、17については板の圧痕が認められる。色調は多くのものが内外面ともに灰白色であるが、一部淡黄色のものも含まれる。いずれも焼成は良好で、径0.5mm以下の白色、灰白色、黒色の細砂を多く含む胎土の特徴は、3点の壺を含めて共通している。

20は口径141mm、器高34～36.5mm、底径89mmの壺である。同じく壺である22の傍から出土した。底部の切り離しは皿と同様、回転糸切りである。板というよりスノコに近い物体の圧痕が認められる。21



第30図 SK001出土遺物

は中央やや北西寄りの場所から出土した坏で、口径140mm、器高36mm、底径80mmを測る。底部の切り離し技法は20と同じで、僅かながら板もしくはスノコ状の圧痕が認められる。22は20の南西から出土した坏で、口径138mm、器高39mm、底径76mmを測る。これの底部にも20ほど明瞭ではないが、回転糸切りの後に板もしくはスノコ状の圧痕が認められる。

時 期 坏と皿の形状から、12世紀後半から13世紀前半頃の墓と考えられる。

(3) 包含層出土遺物

第31図に包含層出土遺物のうち主なものをまとめた。23と25は青磁、24と26は白磁、27は東播磨系須恵器、28は亀山焼、29と30は常滑焼、31と32は中世の土師器、33は古代の土師器、34は弥生土器、35は須恵器、36と37は瓦、38～43は鉄製品である。

中世の遺物を概観すると、量的には少ないものの青白磁を伴うほか、12世紀から14世紀頃に西日本各地に広く流通した焼物が含まれるなど、その内容は豊富である。

青白磁は小片のため詳細は不明であるが、12世紀を上限とする貿易陶磁器である。27の東播磨系の片口鉢の流通は12世紀後半頃を上限とするほか、28の亀山焼の壺が西日本に流通するのは13～14世紀代とされる。常滑焼はそれより若干古く、12～13世紀代に生産時期の中心がある。土師器の坏31は、墓であるSK001出土の一括資料（第30図）と比較して立ち上がりが急で口径が小さいことと底部が回転糸切りによることから、14世紀代のものとみられる。口径108mm、器高33mm、底径75mm前後を測る。皿32は立ち上がりが緩やかであることから、それより古い13世紀頃のものかもしれない。

以上、包含層出土の中世遺物が示す年代は、概ね12世紀代から14世紀代のもので占められており、当調査地で検出された中世の遺構の年代と対応する。あえて付け加えるなら、今回の調査では確認されていないが、14世紀代の遺構が近くに存在する可能性を想定すべきかもしれない。

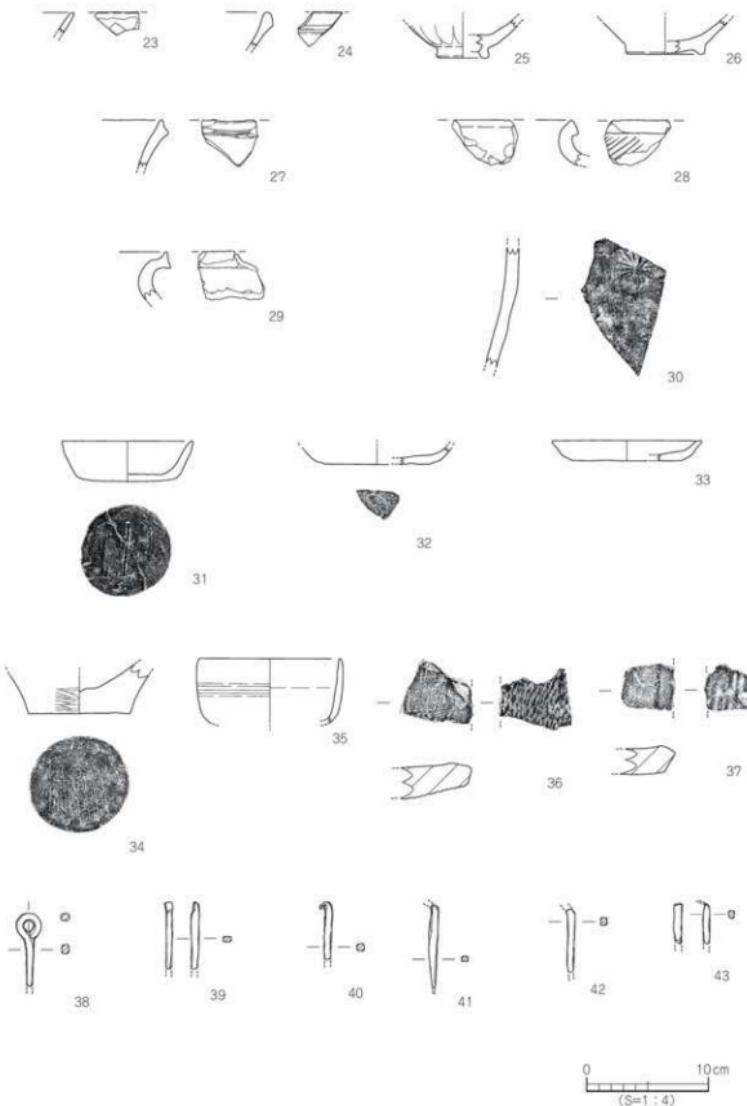
土師器の皿33が土器の中では唯一、官衙関連の遺物として評価されるものである。赤色塗彩土師器を模倣して作られた赤い胎土の在地産の土師器皿である。瓦は2点とも細縄叩きのもので、掘立001出土の24と同様である。

34は弥生土器の底部で、底部外面に竈もしくは棒状の工具で沈線が施されている。縱8本、横2本の沈線が何を意味するのかはわからない。

鉄製品のうち、38は端部を円環状に加工されたものであるが、用途は不明である。39～43は鉄釘とみられる。41以外の先端はすべて失われている。なお、このほかに鉄滓が4点出土している。

最後にこれらの遺物の出土状況を確認しておく。貿易陶磁器片のうち24と26の白磁は2区西部G2グリッドのⅢ～Ⅳ層上部より出土している。青磁2点と27～30は詳細な位置は不明ながら、2区Ⅲ～Ⅳ層上部の出土である。31は1区東部のB3グリッド、32も1区のⅢ～Ⅳ層上部、古代の土師器皿33は2区F2グリッドⅣ層から出土した。須恵器35は2区のV層、瓦片2点は2区のⅢ～Ⅳ層上部の出土である。鉄器のうち38と39は1区から、ほかの鉄釘4点は2区から出土している。

なお、包含層出土遺物の出土状況は、必ずしも各上層が形成された年代を示すものではないことから注意が必要である。包含層中に掘り込まれている可能性が高い柱穴や溝について、その全てを把握しているとは言い切れないからである。遺構に属す遺物を包含層扱いとした可能性が否定できない以上、遺物の取り上げの際に用いた出土層位の区分については参考程度に止め置くこととしたい。



第31図 包含層出土遺物

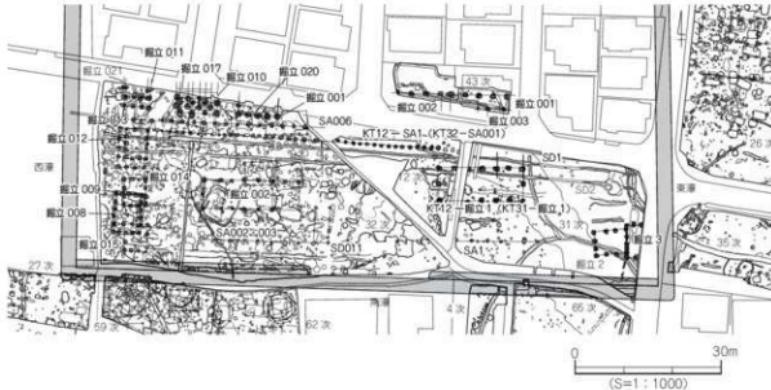
第6節 まとめ

(1) 正倉院の建物の位置付け

43次調査において検出された3棟の掘立柱建物のうち、2棟並びの掘立001と掘立002については、正倉院の外郭が濠で囲われる8世紀後半を上限とする時期のものと断定した。これら2棟を含む最大で4棟ほどの屋が東西に並び建つ状況を想定しているが、周辺の関連建物を含めた評価については、第V章の総括にて改めて言及することとしているので、ここでは掘立003について確認しておこう。

掘立003は、礎石建ち縦柱構造の倉ではないかとも想定している。2基の柱穴の底に栗石状に礎が詰め込まれた状態が確認されており、これが柱の礎盤石ではなく礎石の根石ではないかと想定するからである。これまでに正倉院において明確に縦柱構造の倉と認定されているのは、西の32次北辺で確認されている掘立017→掘立010→礎石建物へと転換する1か所だけであるが、この掘立003に対する位置付けは非常に重要なである。ただし、32次のこの建物の場合、最初に建てられた掘立017は円形柱穴、建て替え後の掘立010は方形柱穴による縦柱建物であって、掘立010の柱を抜き取ったうえで、最終的に同規模の礎石建物へ転換することがわかっている(『第111集』)。各段階の埋土の土色は、黒味の強いものから段階を経るごとに明るい色調の土へ変化することが判明しており、これらの所見と掘立003の状況を比較すると、不整形な柱穴の形状と黒味の強い埋土の特徴は、32次の掘立017・010に対応することがわかる。したがって、掘立003を礎石建物と評価した場合、正倉院が濠で囲われる以前の最も古い礎石建物を認定したことになり、礎石建ちへの転換は8世紀後半以降とする従来からの解釈を大きく変更する必要が生じるのである。

現時点では、栗石の上面で認められた柱穴埋土よりも明るい色調の抜取り穴にあった物体が礎石であったのか柱材であったのか断定することは困難であるので、礎石建物の可能性を残しつつも掘立柱建物として考えておくのが妥当であると考える。そのうえで、掘立003が縦柱構造の倉であるのか、ある



第32図 正倉院の建物

いは東西棟の側柱建物、つまり屋であるのかを検討する方が、より有益であろうと考える。

掘立003の規模を考えるにあたっては、43次の南に隣接する31次調査地にこの建物の南辺が及んでいないことが参考になる。掘立003の構造の如何に関わらず南北規模が7mを切ることは確実で、柱間寸法が2基の柱穴間の11尺と同じ場合、2間(6.6m)までということになる。その場合、2間四方の正方形あるいは若干東西に長い寸法の長方形の形状を想定することは可能であるが、当遺跡群の建物においては、官衙出現直前の時期も含めて2間四方の総柱建物の事例は無い¹ことから、側柱建物(屋)を検討する方がより妥当と考えられる。

側柱建物となると、東西の柱間寸法が11尺にも達することを考えると、桁行規模を大きくとるのが当遺跡群の建物では通例である²。この場合の桁行規模は10mを超える可能性が高く、掘立001や002に近い考え方の建物ということになる。梁行2間の東西棟で床東が配置される事例³はあるが、これまでの当遺跡群における建物の分析から判断する限り総柱構造となる可能性は低い。

以上、掘立003については、現状では東西棟の側柱建物と理解するのが妥当と考える。礎石建ちであるか否かについては、今後、礎石が実際に検出⁴されない限り解決がつかないのではないかと思われる。

(2) S D 001の評価

43次における正倉院関連以外の成果で大きなものは、中世の墓と溝の発見である。墓S K 001の年代は12世紀後半から13世紀前半頃、溝S D 001はそれより後出する13世紀代であることが判明している。

とりわけ注目しているのがS D 001のあり方である。この溝は、調査地南辺の農業用水路から北に約35m離れて平行の位置にあることから、現在につながる土地の区割りの原型に当たるのではないかと想定している。もちろん、この場所に方位を斜めに振る市道と水路が付けられた元々のきっかけは、遺跡群II期の地割の設定に求められるのだが、遺跡群III-B期冒頭にこの地割を一部廢して正倉院を濠で開いて直す際に、濠の内側ではII期の地割は一旦失われている。その後、濠が10世紀後半から11世紀前半頃までは機能を停止し、官衙施設が廃絶して以降、正倉院の敷地内に現れる最初の地割の痕跡がこのS D 001なのである。

この溝が設定された目的は、耕作地における灌漑あるいは排水であろうと想定する。埋土の性質に関する所見から、水田に伴うものではなく畑の水路であった可能性が高いと評価している。1区で検出された複数の鉄製品の存在は、この溝でこれらを用いた祭祀行為が行われたことを示しており、この溝がただ単に微高地上の耕作地に降った雨水を排水するためだけに掘られたものではなく、耕作地を維持する上で必要な用水を確保するために重要な存在であったことの現われと考えられる。

S D 001は、その後、昭和40年代終わり頃まで維持されることになる、当地の農村としての景観が形成されるきっかけとなった人間活動の現われと評価したい。

注

- 1 総柱構造の倉の場合、3間四方以上となる。2間四方の官衙の収納施設の事例が1例あるが([第149集])、床東をとした程度の建物であって、総柱構造とは呼べない。
- 2 桁行1間あたり11尺に達するのは、政庁正殿と回廊状遺構の正殿的建物などに限られる。正倉院南部に並び建つ2棟の長屋の場合でも、9あるいは10尺の設定である。
- 3 遺跡群南東端に位置する来住町遺跡7次調査地において、官衙出現以前の古墳時代後期の事例として、桁行3間×梁行2間で床東が2基配置された建物が1種検出されている([年報71])。
- 4 試掘や立会調査以外に機会は無い。今後1m厚の造成土を剥がしてまで本发掘調査が実施される可能性は低い。

第Ⅳ章 久米高畠遺跡46次調査

第1節 調査に至る経緯とその後の経過

(1) 経緯

平成10年12月22日、松山市来住町1155番4における個人住宅の建設に先立って、当該地が松山市の周知の埋蔵文化財包蔵地「No127 来住廃寺跡」内に位置することから、埋蔵文化財確認及び文化財保護法第57条の2第1項の届出書(以下、届出書という)が松山市教育委員会に提出された。これを受け市教委は、当該地が久米官衙遺跡群を構成する代表的な役所施設のひとつである正倉院の内部に位置していることから、埋蔵文化財が検出される可能性が極めて高いものと推測し、その旨を記した開発に伴う事情聴取及び意見書(以下、意見書といふ)を作成した。その後、この意見書と届出書を受けた愛媛県教育委員会から発掘調査の指示が下りたため、申請者及び関係者と協議のうえ、発掘調査を実施することとなった。

発掘調査は国庫補助を受け、市教委文化教育課が主体となり、平成12年4月19日(水)から着手した。

なお、平成16年度以前は、財団の埋蔵文化財センター職員を招聘して発掘調査を実施する形をとっていたことから、現場における調査は財団の小玉と橋本が担当した。



第33図 46次調査地の位置

(2) 調査ならびに整理作業の経過

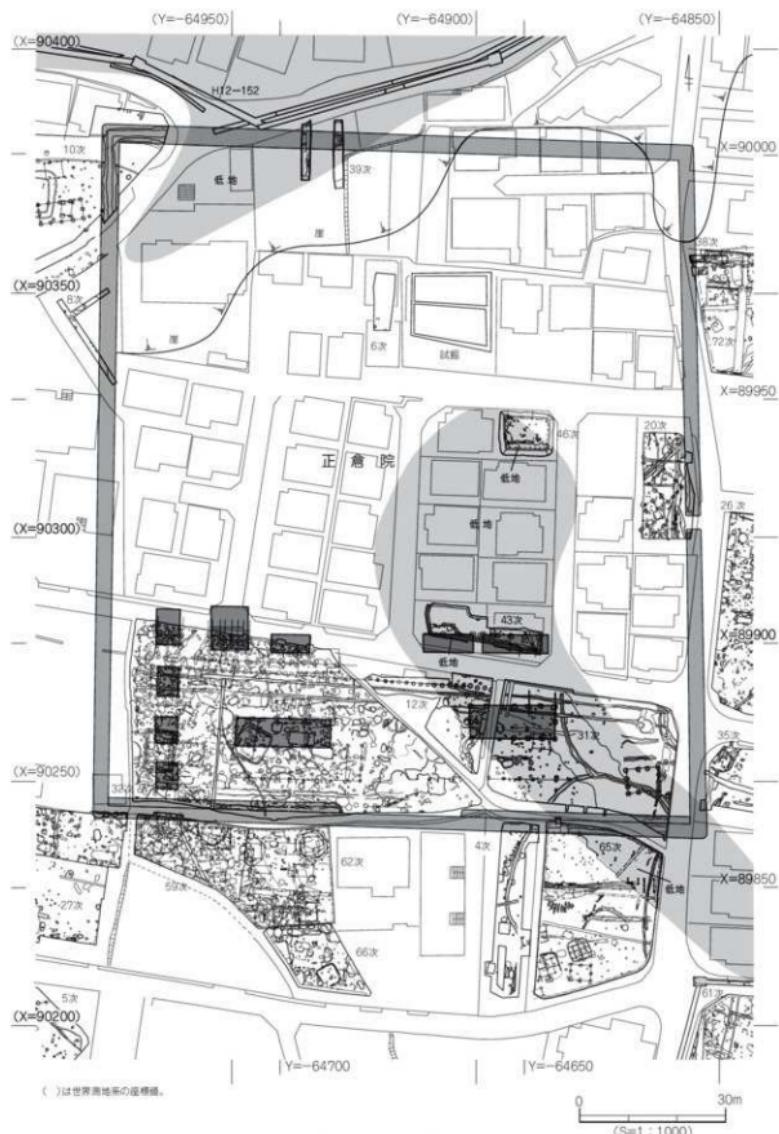
久米高畠遺跡46次調査は、政府に位置する同47次調査及び来住庵寺金堂基壇における測量調査(来住庵寺26次調査)と平行して実施した。各調査の工程を調整しつつ作業を進めた。

調査日誌抄録

平成12年4月19日(水)	現場作業初日。重機による掘削と排土の場外搬出に着手する。
24日(月)	調査区の周囲にトレンチを設定し、掘り下げを続ける。業者に委託して測量基準となるメッシュ杭を打設する。
5月2日(火)	IV層の掘り下げに着手。この頃、来住庵寺26次調査と平行して作業を行う。
9日(火)	平板測量とV層の掘り下げを続ける。久米高畠47次と合わせて作業を実施。
12日(金)	壁面の土層断面図の作成に着手する。
30日(火)	写真担当の大西に依頼して写真撮影を行う。平面図作成の準備に着手。
6月16日(金)	この頃までに、北壁沿いに小柱穴5基と南壁沿いに溝1条を検出。
19日(月)	小柱穴と溝の掘り下げを続行。この他に目立つ遺構が無いことが判明。
30日(金)	写真担当の大西に依頼して写真撮影を行う。平面図の仕上げ作業を続行。
7月9日(日)	13:00から同47次、来住庵寺26次と合同で現地説明会を開催。参加者約70名。
10日(月)	保護砂の投入。西壁沿いの土器溝よりの遺物取り上げを続ける。
18日(火)	重機による埋め戻しを行う。47次の作業を続行。
19日(水)	埋め戻し終了。

整理日誌抄録

平成13年3月	月末まで12年度調査実施分の出土遺物の注記や図面、写真等の整理作業を行い、あわせて『年報』掲載原稿の作成を進める。
12月	『松山市埋蔵文化財調査年報13』に成果を掲載する。
平成18年3月	『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』の刊行。正倉院の成果も盛り込む。
平成22年4月1日(木)	平成22年度市内遺跡発掘調査等業務における出土遺物等整理の一環として、国庫補助を受けて本書作成のための基礎的な整理作業を開始する。主な業務は、出土遺物実測図の確認修正と各種図面のデジタルトレース。
平成23年3月31日(木)	前述の業務を終了し、概要報告書を提出する。
4月1日(金)	平成23年度市内遺跡発掘調査等業務の一環として、国庫補助を受けて本書の作成作業に着手する。主な業務は、正倉院周辺図等のデジタルトレース及び写真原稿の版下作成、本書の編集作業など。
9月30日(木)	前述の業務を終了する。
12月8日(木)	本書の仕様を決定する。
平成24年1月17日(火)	入稿。
3月8日(木)	掲載遺物の収納等を行う予定。
3月21日(水)	本書の納品を予定。



第34図 正倉院と低地

第2節 調査組織と調査方法

(1) 調査組織

平成12年度調査組織(平成12年4月時点)

調査主体 松山市教育委員会

教育長	中矢 陽三
事務局局長	團上 和敬
参考事務官	森脇 将
次長	赤星 忠男
文化教育課課長	馬場 洋
課長補佐	八木 方人
係長	三好 清二

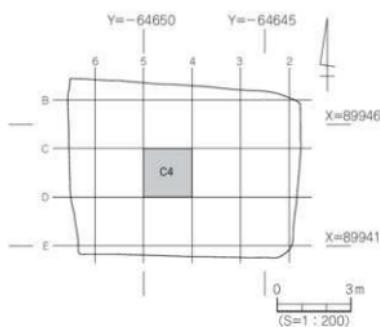
調査支援 財団法人松山市生涯学習振興財團

理事長	中村 時広
事務局局長	二宮 正昌
次長	江戸 孝
次長	森 和明
埋文センター所長	中川 隆
専門監	野本 力
調査係長	西尾 幸則
(調査担当)調査員	橋本 雄一
(調査担当)調査員	小玉 亜紀子
(写真担当)嘱託	大西 朋子

(2) 測量の基準

株式会社バスコ松山支店に委託して、調査地に旧国土座標に基づくメッシュ杭を2点配置している。その後、これを基にグリッドの配置を第35図のように決定した。通常、当遺跡群においては、来住庵寺に隣接する場合は3m、周辺の遺跡では4m四方のグリッドを設定して調査にあたることが多いが、調査地が狭小であるためグリッドの面積についても縮小し、2m四方とした。

東から順に数字を付して南北方向のライン名とし、北から順にアルファベットを付して東西方向のライン名とした。各グリッドの名称はグリッド北東角のライン交点の名称で代表させた。



第35図 46次のグリッド配置

各点の座標値は第35図の通りである。

なお、本章にて提示する座標値は、世界測地系2000(新座標)に移行する以前の旧国土座標第Ⅳ座標系に基づいている。本節においては、特に断りがない限りこの座標値を提示しているが、新座標の目盛を併記した図面もある。

遺構平面図はアミ掛けによる20分の1スケールで作成した。調査区壁面の土層図についても同様である。遺構の断面図については、遺構が小規模であったため、10分の1で作成している。

水準は4級水準点測量に基づいて2点のメッシュ杭に取り付けたものを基準とした。

(3) 遺構の保護

調査を終了するにあたって遺構の保護措置を講じている。深さのある顕著な遺構が検出されなかつたこともあるが、遺構面には土圧を受けても固まらない性質の砂を少量用いている。当地で山砂と呼んでいる径3～5mm程度の碎石から粉塵を取り除いたものを遺構の中に投入し、地山面にはこの砂を薄く撒いて目印とした。

調査終了後に宅地に戻す必要があったため、重機による埋め戻し作業は複数回の工程に分割して実施した。30cm厚程度の真砂を投入する都度、重機に加えてローラーによる転圧をかけて締め固めた。

造成土と旧耕作土層を合わせると遺構検出面から1～1.5mの厚さに達することから、住宅の建設後も遺構面は十分に保護されている。

(4) 凡 例

- 1 本章における報告内容の一部は、松山市刊行の『松山市埋蔵文化財調査年報』13（平成13年）に概要が報告されているが、内容に相違点がある場合、本書をもって訂正したものとする。
- 2 遺構の種別は略号で示した。溝：S D、柱穴：S Pなどである。
- 3 遺物実測図のスケールは1/4で統一した。遺構は1/25と1/50、調査区の遺構配置と土層図は1/100、正倉院全体図は他章と共通の1/1000で提示した。
- 4 基本土層の番号はローマ数字で、個別遺構の埋土はアラビア数字等で示した。
- 5 土色の注記の際には『新版標準土色帖』（1989年版・2003年版）を使用した。
- 6 出土遺物は報告書掲載番号を白色で注記し、未掲載分は黄色の番号が実測図番号に対応している。
- 7 本章にて使用した地形図は以下の通りである。
平成4年3月測図「松山市都市計画図」1/2500



第3節 調査成果の概要

(1) 成果の概要

正倉院の内部施設については検出されなかった。検出された遺構と遺物の多くは弥生時代のもので、古墳時代と断定できるものは含まれていない。溝1条のほか柱穴を5基検出している。

調査区南壁沿いで検出されたS D001は弥生時代中期後葉頃の溝で、若干の遺物が出土している。また、調査区北西角から北壁沿いで検出されたS P 1～3は、出土遺物の形状からS D001に近い時期の高床倉庫の柱穴ではないかと想定しているものである。3基については様々な共通点があることから一連の建物を構成する可能性が十分にあると判断しているが、決め手に欠くことから、建物としての遺構番号を付すには至っていない。S P 1の底から弥生土器の底部7が出土したことから、廃絶時に柱の抜取り穴に埋納されたものと理解している。

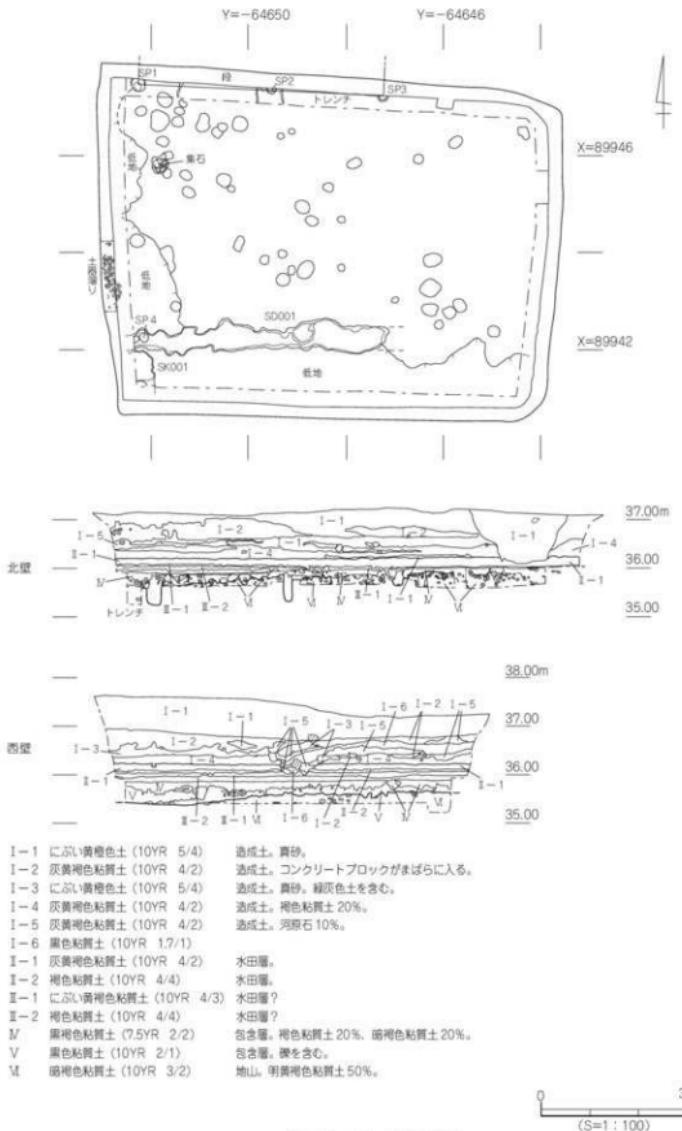
当調査地における成果で特に重要な点は、正倉院における微地形に関する情報を得ることができた点にある。当調査地は、正倉院の南東から敷地中心部に及ぶ低地の北端付近に当たるものと推測している(第34図)。調査区南壁沿いないし西壁沿いには低地に由来する浅い窪みが広がっており、弥生時代の遺物包含層であるIV層やV層が堆積している。

この低地は弥生時代の比較的早い時期に埋まり始め、43次や31次で明らかにされているように、8世紀後半の正倉院の段階では大型の収納施設が建てられる場所もあることが判明している。したがって、今次の調査区内で官衙関連建物が検出されなかったことは、この場所が低地に該当するからではなく、正倉院東濠の通用口に近接する広場的な空間であったためと理解している。

(2) 層位

第36図に調査区北壁と西壁の土層を示す。

I層は昭和40年代終わり頃に造成された宅地の造成土である。厚さは少ないところでも1mに達している。II層は造成工事前の水田耕作土層である。耕作土上面付近の標高は36.2m程度を測る。III層は2層に細分される薄い水平堆積層で、旧耕作土であると考えているが時期は不明である。IV層は調査区全体で認められる弥生時代の遺物包含層である。西壁南部など、低地付近で厚く堆積している。V層は低地の最も深さのある場所にのみ分布する弥生時代の遺物包含層で、地山に由来する礫を多く含む。VI層とV層の土は黒味の強い土壤である。VI層は調査区全域に分布する地山層である。拳大の河原石ないし風化礫を多く含む(写真図版7)。西壁南部など、低地付近で厚く堆積している。当遺跡群においては、通常、最上層の地山として粘性の強い黄色土が検出されることが多いが、これら地山層の上部が失われてしまった地点においては、このような礫混じりの地山が現れることがある。当調査区の場合も、VI層は礫層と考える方がよさそうである。かつてこの上位に存在したはずの黄色粘質土は、おそらく低地を形成した雨水による作用によって失われ、礫層の窪みが広範囲に広がりを見せたものと考えられる。その窪みに堆積したのがV層とIV層であろう。



第36図 46次の遺構と土層

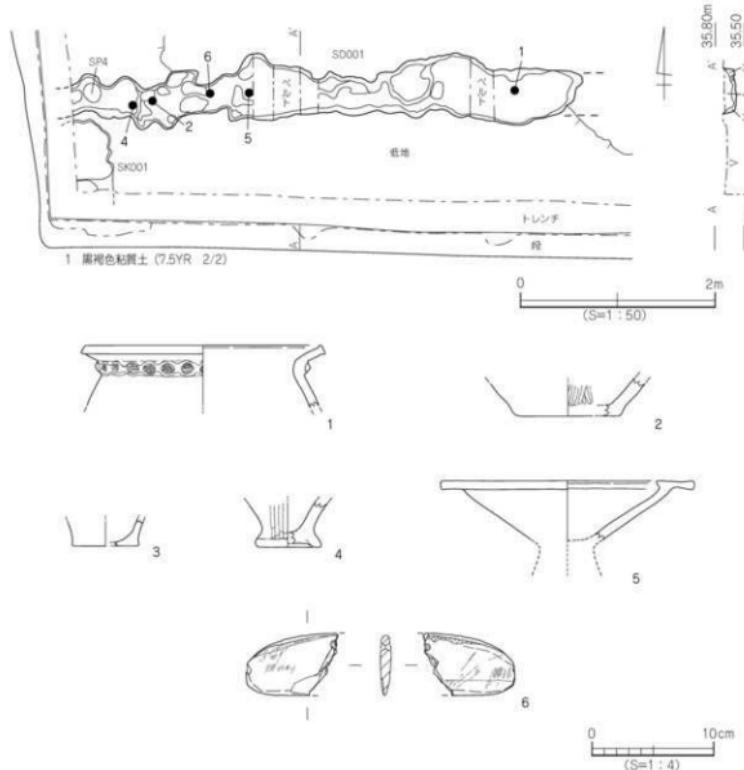
第4節 遺構と遺物

(1) 溝

SD001 [第37図] 調査区南壁沿いで検出された溝状遺構。西壁から東へ約5.5m検出している。幅0.3~0.65m、深さ0.15m。調査区の西壁から南壁沿いに広がる低地の縁に重複して掘り込まれている。

出土遺物 1~5は弥生土器、6は弥生時代の石庖丁である。1の頭部に貼り付けられた突帯には布目を伴う指頭圧痕が施されている。2は壺の底部、4は壺の底部である。5は高坏の坏部。6の石庖丁は完成後に割れたものと思われる。穴は貫通している。

時 期 弥生時代中期後葉頃を上限とする。



第37図 SD001

(2) 建 物

調査区北壁西部にて検出された3基の小柱穴について、弥生時代中期以降の高床倉庫を構成するものではないかと想定するものの確証は無いことから、その可能性を指摘するにとどめておく。S D001と方位や時期が似ていることから、相互に関連があるものかもしれない。

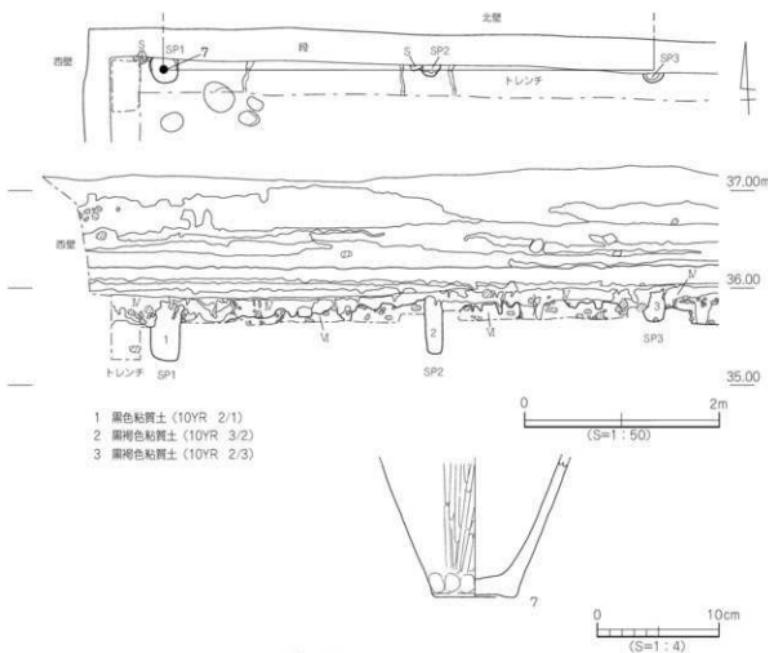
S P 1・S P 2・S P 3 [第38図] 3基の小柱穴は6本柱構造の建物南辺柱列に該当するのではないかと考えている。S P 2とS P 3は多少浅く不揃いにも見えるが、これは半裁位置が柱穴の中心を外れているためと考えられる。本来はS P 1に近い深さの柱穴であろう。

柱穴は直径0.2~0.3m程度、深さ0.35~0.6mの円形で、平面の大きさの割に深く掘り込まれている。柱穴埋土は黒味の強い土である。いずれも柱の抜取り穴は識別されていない。7はS P 1の柱を抜いた後に入れられたもので、廃絶時の祭祀行為に伴うものと考えられる。

建物とみる場合、東西2間で5.05mに復元される。S P 2は中央から若干東に偏った配置になる。

出土遺物 7は弥生土器の甕の底部である。外面に縱方向の磨き調整が施されている。

時 期 弥生時代中期中葉ないし後葉頃を上限とする。



第38図 SP1・SP2・SP3

(3) 柱穴

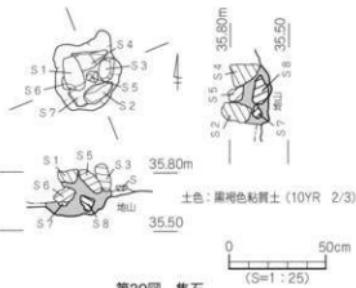
集石[第39図] 調査区北西角近くに位置する柱穴と思われる遺構である。柱穴内に礫が詰め込まれていたものを、掘りかたの存在に気付かないまま包含層を掘り下げてしまった結果、礫が宙に浮いた状態で認識されてしまったものである。断面図によると地山面に対して僅かながら明らかに掘り窪めた状況を確認することができることから、本書では柱穴と考えたい。

礫は8個検出されており、上下2段に積まれて

いた。人為的に配置されたものとみられる。下部の礫は3個で、幼児の人頭大より小さめの礫が上面を水平にして置かれていた。上部は握り拳大の細長い礫を中央に立て、それを4個の礫が四方から押さえられた配置であった。

出土遺物 弥生土器の小片が1点出土したのみである。

時期 不明。



第39図 集石

そのほかの柱穴[第36図] 最終的に柱穴と認定された遺構はSP1～SP4と集石の計5基である。平面図には他にも浅い窪みが23か所記録されているが、深いものでも2cmほどしかない痕跡的なものである。おそらく、地山上面の礫が抜けた跡にV層などの土が入り込んだもので、遺構とみなす必要はないなさそうである。この見解は、調査直後にまとめられた「年報13」(2001)における所見と変わりない。

(4) 西壁土器溜まり出土の遺物

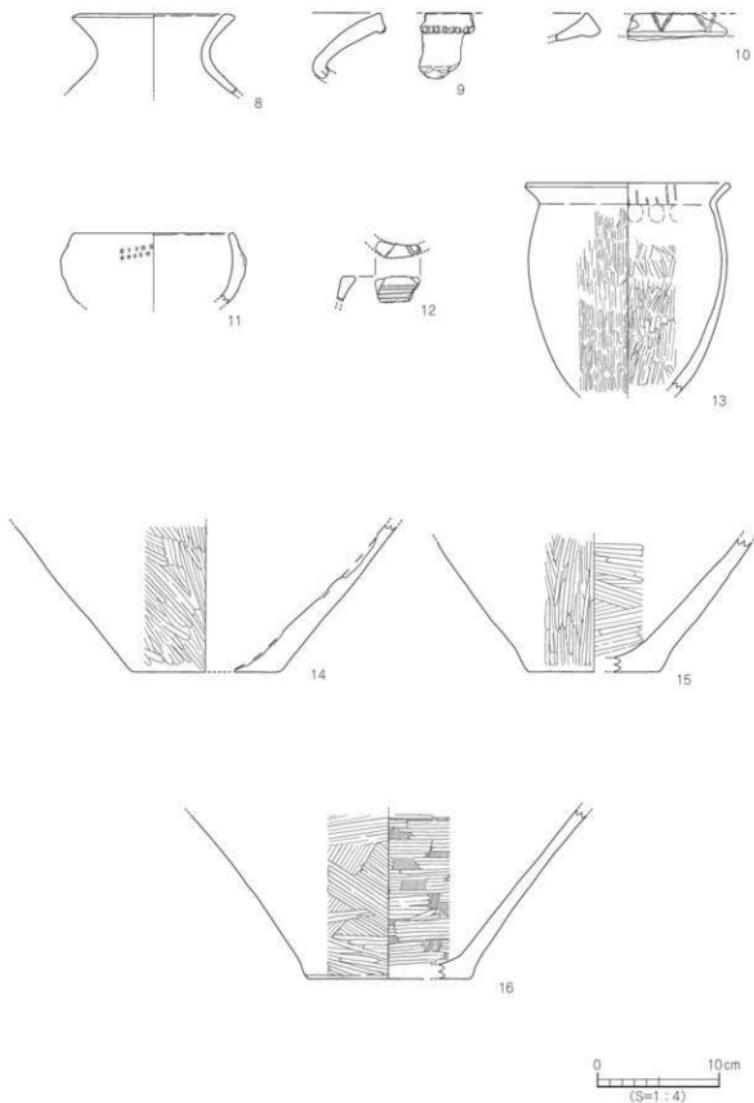
調査区西壁沿いの低地部において弥生土器が集中して出土する状況が認められた。特に遺構としての掘り込みを伴うものではなかったことから、西壁土器溜まりと呼んでいる(第40図)。

8～16は、すべて弥生土器である。8～10は壺の口頭部、11は無頭壺である。11の縁く内湾する口縁部外面には、竹管文が2列施されている。胴部最大径を測る位置のすぐ上に突起状のものが貼り付けられていた可能性があるが詳細は不明である。12と13は壺である。13の口縁端部外面と胴部上半の各一部に噴きこぼれに伴う煤の付着が認められる。14～16は壺の底部とみられる。

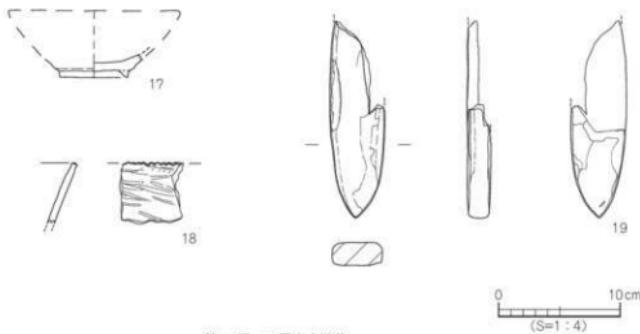
これらの土器の示す年代は、概ね弥生時代中期中葉から後葉頃で、隣接するSD001やSP1の年代観とも符合する。おそらく、周辺に隣接する当該期の集落から投棄されたものであろう。この低地が何時ごろから埋まり始めたのかを検討するうえで参考になる出土状況である。

(5) IV層出土遺物

第41図に提示した遺物は、遺物包含層である第IV層から出土したものである。17は土師器碗の底部、18は縄文土器、19は柱状片刃石斧である。



第40図 西壁土器溝まり出土遺物



第41図 IV層出土遺物

17は中世前期頃の土師器碗の底部片。内外面ともに灰白色で、断面三角形の高台が付けられている。18は縄文時代晚期前半頃の粗製無文の深鉢形土器の口縁部片。口縁端部に細い棒状工具のようなもので浅い波状の刻み目が施されている。東に隣接する久米高畠遺跡47次調査地(『第135集』)でも似た時期の土器片が少量出土しているほか、南西の同26次調査地(『第127集』)では、これと同一時期の土器棺墓が1基、南の同36次(『年報X』)では円形竪穴住居1棟が知られるなど、付近には少数ながらこの時期の人々の生活の痕跡が散見される。19は弥生時代の柱状片刃石斧の破損品。両側面は研磨されてはいるものの自然面を残す。

第5節 まとめ

今次の調査で検出された低地ならびに弥生時代の溝と建物(柱穴)を総合的に判断し、低地の埋没時期について、弥生時代中期中葉頃までには本格的な埋没が始まるものと考える。平成8年に正倉院南濠東部付近を調査した久米高畠遺跡31次調査¹(第34図)の際に、一連の低地の中央付近に掘り込まれた小型の土坑SK4から、弥生時代前期後半の小窓の完形品等が埋納された状態で出土していることから、低地はこの段階には埋没していなかったと想定されている。この所見を参考にして、中期にかかるあたりから徐々に堆積が始まり、46次の建物や溝が設けられる中期中葉頃には、少なくとも低地の北端においては埋没が進行していたものと考える。

なお、低地は場所によって幅や深さが異なることから埋まり方も一様ではなかったと思われる。また、埋没時期の検証に役立つ土器の混入のあり方についても、その時々の集落との関係が一様ではない以上、必ずしも厳密な指標とは成り得ないはずで、事の一端を示しているに過ぎないと考えられる。したがって、低地の埋没時期²に関する見解は、今後の周辺調査地における整理と分析の進展によってより明確にされるものと期待される。

注

- 1 栗田 茂敏 1997 「久米高畠遺跡31次調査地」[松山市埋蔵文化財調査年報]IX 松山市教育委員会・財團法人松山市生涯学習振興財團埋蔵文化財センター
- 2 低地に堆積した包含層の形成時期とも対応する。

第V章 総括 ~正倉院における土地利用の想定~

(1)はじめに

正倉院については、平成8年の久米高畠遺跡31次調査¹とそれに続く同32次調査²によって、その評価は概ね確定していたが、本書掲載の43次の成果によって、内部の建物に関する情報を上積みすることができた。さらに濠そのものと濠で囲まれた敷地内部の地形に関する知見を得ることもでき、最も地形変化が激しい北濠の場合、地形の高低差は最大で2.5m、濠底の高低差は2mに達することが明らかにされた。加えて、43次、46次、39次の成果から、敷地内部にも低地が存在することが判明した。43次から46次にかけて広がるこの低地に関しては、弥生時代のうちに埋没が進行した結果、正倉院が設けられる頃には平地となり、大型の収納のための建物が立地可能な状態に至った状況が明らかにされている。一方で、正倉院北部においては、これとは別の低地が敷地の北西部に大きく入り込んだ様子が明らかとなり、倉をはじめとする建物の立地に大きく影響したであろうことが判明した。本章ではこれらの地形が正倉院内部の施設配置に与えた影響を検討し、未だ明確でない収納施設の配置状況の復元を試みる。

(2)低地の存在

先に述べたとおり、43次から46次にかけて広がる低地に関しては、早くに埋没するため正倉院の内部施設の配置に影響しないことが判明しているが、ここで問題となるのは、北西部の低地とこれに面した崖状の地形の落ち際の存在である(第42図)。

39次の水田とその西隣の住宅の敷地は、それぞれの南や正倉院北東角の住宅地と比べて明らかに標高が低い。39次で明らかにされた通り、これは北から谷状に低地が入り込んでいる³ためで、南の微高地との間は崖に近い地形で隔てられていたものと推測している。この崖による南北の段差は、後世の水田開発と宅地造成の際に増幅された結果、現状⁴に至ったものと考えられるが、39次では、低地周辺の遺構密度は各時代を通じて相当に低く、正倉院の関連施設も確認されていない。

以上のように、39次の低地周辺には倉⁵や屋⁶といった収納のための施設は、当初から設けられていないかったものと推測されるのである。

(3)倉と屋の配置

第42図に正倉院における建物配置の想定復元を提示した。西濠沿いに4棟の小型の屋が並ぶ状況⁷が知られているが、この傾向が北へ続くとみて、低地の落ち際までの間に、最大でさらに4棟程度の屋が立地可能と判断した。また、西から2列目には正倉が南北に並ぶ可能性が高いとみて、32次と同規模の倉⁸がさらに3棟程度立地可能と考える。さらに、南濠の北100尺⁹の位置に、細長い形状の屋¹⁰が東西に並び建つ状況を想定する。これらの建物は、倉である32次掘立010¹¹の南面に柱通りを備えた配置で、43次の2棟もこの並びに属している。32次と43次の間にもう一棟、あるいは43次の東にも1棟存在す

ると想定すると、正倉の東に最大で5棟の細長い東西棟が連続することとなる。

一方、敷地の中央北寄りについては、崖までの距離に若干の余裕はあるものの、6次調査地¹²とその東隣の試掘調査¹³の際にほとんど遺構が検出されていないことから、建物が建てられていた可能性は低いと判断した。6次と46次の間に位置する東西方向の道路から南であれば、建物が建てられていた可能性は十分にあると思われるが、43次の屋の列までの間の空間が広場であるのか、建物が建ち並ぶものか、情報が全く無いため不明である。なお、敷地の北東部についても同様である。

現状では、南に建つ2棟の長屋¹⁴を含めて、施設全体としてL字形の建物配置を想定しておきたい。

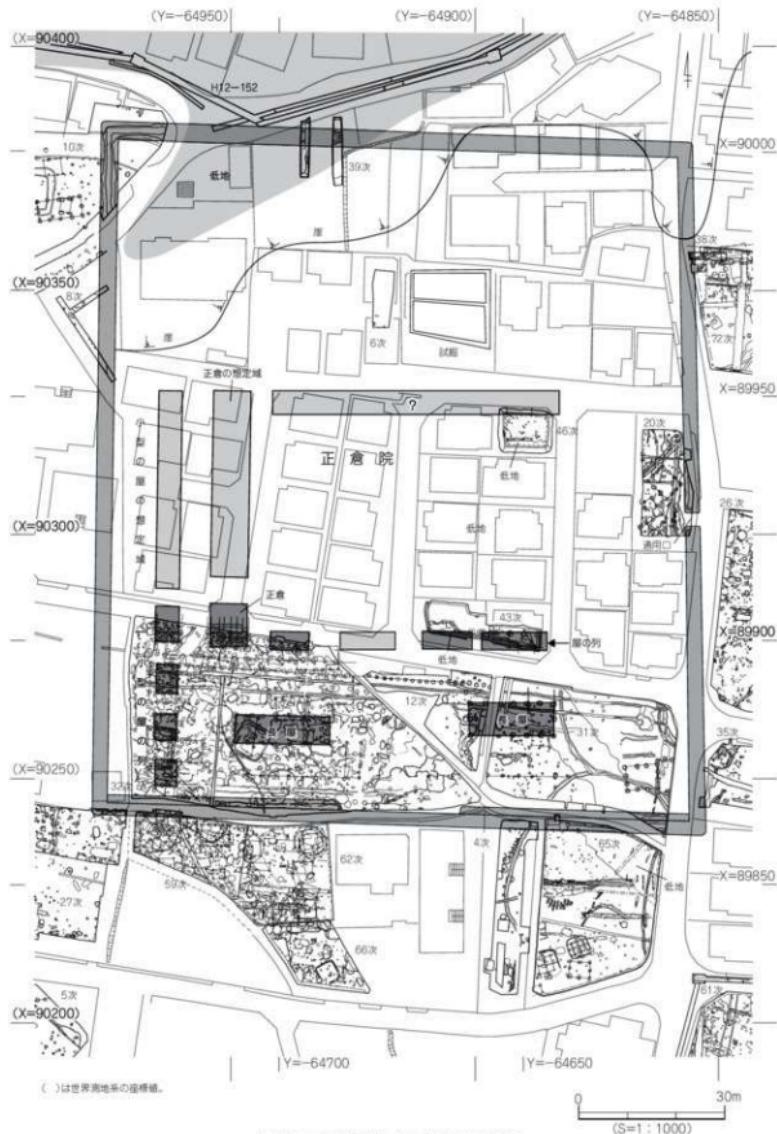
(4) 建物と広場の関係

L字形の建物配置を前提とすると、通用口¹⁵と呼んでいる東濠の途切れ箇所¹⁶の西側は、かなり広い広場であった可能性が想定される。もちろんこの空間が倉や屋によって埋め尽くされていても良いのではあるが、建て替え¹⁷や後で増設¹⁸されたものも含めた最終的な配置ではなく、短い時間経過の範囲で考える場合には、各段階における建物密度はさほど高いものではなく、一定以上の空き地がこの付近にあったと理解するのが自然であろう。東濠通用口の西側には、東から入って正面奥の正倉と屋の列に加えて左側にも建ち並ぶ屋の列に物品を収納するための十分な作業空間が設けられていたのではないかと考える。通用口を通じてこの広場に運び込まれた物品は、正倉に納められる不動穀や屋に収納して短期的に出し入れする予定のある動用穀¹⁹のほか、米以外の品々も含まれていたと推測している。

一方、南濠中央の構造は知られていないが、この場所にも出入り口は存在するはずである。2棟の長屋は、建設場所も規模構造に関しても同一のものではないことから、同時併存したものではないと考えているが、建物の前面にL字形の目隠しのための板塀²⁰が設置されていることから、両建物の間についても広場と考えている。2棟が非常に目立つ位置に建てられているながら、一方で目隠し塀で遮蔽されていることから、この場所は出拳籠²¹の出し入れなど、特別に重要度の高い象徴的な行為の際に荷解き場としての役割を果たしたのではないかと想定している。

(5) 今後の展望

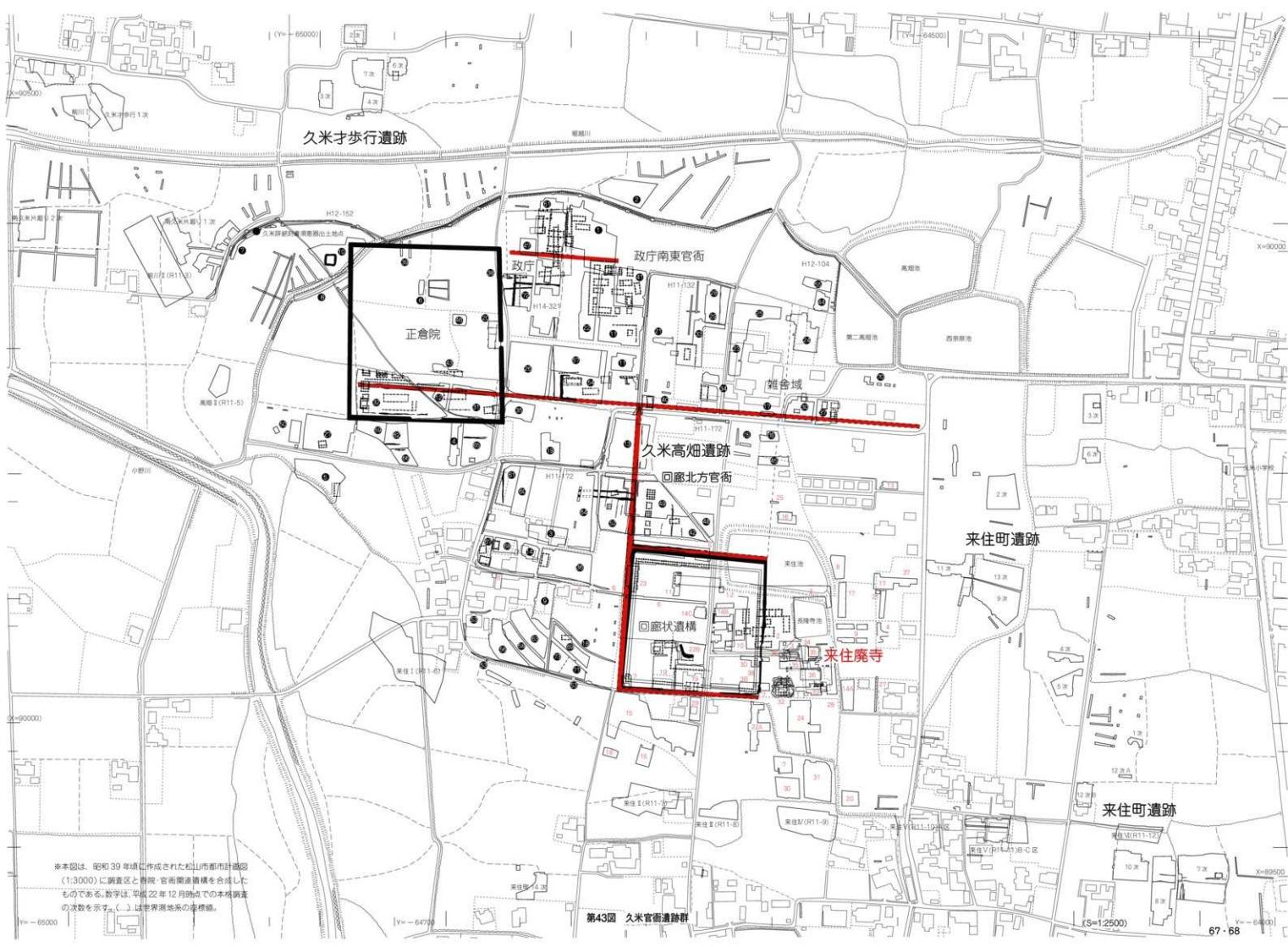
正倉院の敷地内で建物が展開する可能性を想定した6次調査地南の東西道路以南の住宅地には、現在、ほとんどすべての区画に戸建住宅が建てられている。その東半分は分譲地、西半分は17棟の貸家に細分されている。小型の屋と倉の列を想定した西寄りの一角については、個別に分譲されているわけではないので、今後、広い面積での調査が実現する可能性も残されている。しかし、コンクリート擁壁によって分割され、1mもの厚さで造成されている現状を踏まえると、まとまった成果を得ることは極めて困難であると考えられる。さらに、近年の発掘調査に対する基準に照らすと、仮に試掘調査で有望な遺構を検出した場合²²でも、本格的な調査に至らない可能性が高い。本格調査が実施される場合でも、破壊される恐れが高い場所に限定した部分的な調査²³となることから、得られた成果の正しい評価を行うことは難しいであろう。したがって、今後、正倉院の内部構造に関して、発掘調査から劇的な展開を期待することは困難であると考える。施設の中核を成す「32次-12次-31次」の各調査の正報告をまとめる機会に現状での結論を出すことが求められていると認識している。



第42図 正倉院における土地利用の想定

注

- 1 栗田 茂敏 1997 「久米高畠遺跡31次調査地」[松山市埋蔵文化財調査年報]Ⅸ 松山市教育委員会・財團法人松山市生涯学習振興財團埋蔵文化財センター（以下、松山市関係のものは記載を省略する）
- 2 橋本 雄一 1997 「久米高畠遺跡32次調査地」[松山市埋蔵文化財調査年報]Ⅹ 松山市教育委員会はか
- 3 政府から正倉院の北を西へ流れる堀越川沿いには、河岸段丘状の地形が広がっており、こうした場所では、小河川の痕跡や包含層が厚く堆積した低地が確認されている（2次・第43図）。39次北東角のすぐ北に位置する市道における上下水道の試掘調査の際に、39次よりもさらに厚みを増した黒色土層が堆積している状況が確認されている。この低地は北へ延びて堀越川へ続くものとみられる。
- 4 写真図版2の写真2参照。写真左上に写っているコンクリート擁壁の高さは、右上の車の高さと比較すると、1.8～2mに達していることがわかる。
- 5 本書においては龜柱構造の高床倉庫を言う。正倉院内部では正倉と呼ぶ。
- 6 本書においては側柱建物の収納施設を言う。
- 7 32次調査によると、正倉（掘立010）の西の屋と、これの南に並ぶ3棟の小型の屋とでは、若干扱いが異なっている。正倉の西の掘立021・011は古くから建てられ建て直しが行われたことが判明しており、隣の正倉と同様の変遷をたどる。一方、これの南の3棟は、正倉院が濠で開いて直されて南へ100尺拡張された段階で初めて出現する建物である。さらにこれら3棟は、後に2棟の中規模の屋に建て直されることがわかっている。このように、一見すると4棟の小型の屋が1列に並んでいるよう見えるが、実際には全く異なる複数段階の建物が最低でも7棟重複した結果、このような状況が生じている。[第111集]参照。
- 8 2列目のすべてが倉である必要はない、星あるいは法倉と呼ばれる長大な高床倉庫なども候補にあげられる。
- 9 古くから続く32次の正倉（掘立010→礎石建物）の南辺を基準として、南へ100小尺の距離をとって南濠の北辺位置を決定したものと理解している。この空間が新規に増設された正倉院の拡張部分となる。結果として、南濠北辺から北100尺の位置に43次の2棟の屋も建てられることになる。
- 10 梁行は2間ないし3間、東西桁行は最低でも4間、おそらく5～6間以上となる。32次北東角の掘立001-020のように、ほぼ同じ場所で同規模の建物に建て替えられているものも含まれる。
- 11 円形柱穴による掘立17号を南東にすらして建て直した純柱構造の建物。方形柱穴が採用される。これらの柱を抜き取った後、浅く掘り窪めて根石を置き礎石が配置されている。8世紀後半には、掘立010と全く同じ場所に同一規模の礎石建物による倉が拡張していたと考えられている。なお、掘立010については、遺跡群Ⅱ期に属する可能性が高いと考え、濠で開いて直される以前の古い時期の正倉院が置かれていたとする説の根拠のひとつになっている。
- 12 下記注13の試掘調査の結果、対象地西寄りで実施された本発掘調査。数基の小柱穴を検出した程度であったが、相当量の発生土器をはじめとする遺物が包含層から出土している。
- 池田 学 1989 「久米高畠遺跡（6次調査）」[松山市埋蔵文化財調査年報]Ⅱ 松山市教育委員会
- 13 来住町1159番地・1160番地（792㎡）にて昭和63年11月16日・17日に行われた試掘調査（申請番号S63-58）。後日、この試掘結果を受け実施された本発掘調査が久米高畠遺跡6次調査である（前掲注12）。対象地東寄りに「日」の字形に太めのトレーナーを設定している。試掘調査報告には「三基の生活遺構を確認」とあるが、平面図に記載が無いため実態は不明である。15～50cmを超える厚さの遺物包含層（Ⅲ 黒色シルト）が広範囲に堆積しており、「出土遺物は発生土器、土師器、須恵器破片等、整理コンテナ一箱分が出土」と記されている。正倉院南東から43次、46次へと続く低地が、この付近にも及んでいるのかもしれない。
- 14 12次から31次にまたがるK T12-掘立1（K T31-掘立1）と32次の掘立002。どちらも当遺跡群における官衙関連建物の中で最も大きな部類の建築である。柱の抜取り穴から灰白色の粘土が検出されており、蒙土の可能性が高い。回廊状遺構の正殿の建物からも同様の粘土が出土しているが、当遺跡群では極めて限られた建物でしか認められない現象である。これら2棟の建物がいかに格式の高い建物であったかを示す特徴であると評価している。正倉院の敷地を南に100尺拡張した最大の目的は、この長屋を日立形で増設することにあったと考える。
- 15 正倉院東濠沿いには南北に道路が付けられており、その東側に遺跡群Ⅲ期の政府も存在するのではないかと考えられている。この時期の政府は未だ確認されていないが、役所の中心施設や実務を執り行う施設が展開する遺跡群北部から北東部との連絡に便利なこの場所に通用口が設けられたと想定している。
- 16 西尾 幸則 1991 「久米高畠遺跡20次調査地」[松山市埋蔵文化財調査年報]Ⅲ 松山市教育委員会
- 17 32次の7棟の関連建物のうち、長屋とした掘立002を除く6棟は、ほぼ同じ場所で建て替えられている。
- 18 本書にて報告の43次の2棟は、32次北部の建物に比べて建てられた時期が下る可能性が高い。
- 19 この場合、出拳樋を除く。
- 20 32次のS A002-003、建て替えられている。[第111集]参照。
- 21 翼樋の形で頻繁に出し入れされることから、高床倉庫ではなく屋に収納されたと考えている。
- 22 浄化槽や上下水管の敷設の際に正倉の礎石やその根石が検出される可能性は十分にあるが、建物の規模や構造までわかる情報を得ることは困難であろう。
- 23 造成土が厚いため住宅の基礎による破壊は事实上無いことから、浄化槽設置部分や上水管敷設部分に限定される。



参考図は、昭和 39 年頃に作成された松山市都市計画図 (1:3000) に調査区と寺院・官南閣遺跡範囲を合成したものである。数字は、平成 22 年 12 月時点での本格調査の次数を示す。() は世界遺産地系の空地標。

第43図 久米官衙遺跡群

写真図版

写真図版データ

1. 遺構は、主な状況については、 4×5 判や 6×7 判の白黒ネガフィルム・カラーリバーサルフィルムで撮影し、35mm判で補足している。一部の撮影には建築用の足場を使用した。

使用機材：

カ メ ラ	トヨフィールド 45A	レ ン ズ	スーパー・アンギュロン 90mm他
	アサヒペンタックス 67		ペンタックス 67 55mm他
	ニコンニュー FM 2		ズームニッコール 28 ~ 85mm他
フ ィ ル ム	白 黒 ネオパン SS・アクロス		
	カ ラー アスティア 100 F		

2. 遺物は、 4×5 判で撮影した。すべて白黒フィルムで撮影している。

使用機材：

カ メ ラ	トヨビュ- 45G
レ ン ズ	ジンマー S 240mmF 5.6 他
ス ト ロ ボ	コメット /CA32・CB2400
ス タ ン ド 等	トヨ無影撮影台・ウェイトスタンド 101
フ ィ ル ム	ネオパンアクロス

3. 単色図版は、白黒プリントを等倍で使用できるように焼き付けている。

使用機材：

引 伸 機	ラッキー 45MD・90MS
レ ン ズ	エル・ニッコール 135mm F5.6A・50mm F2.8N
印 画 紙	イルフォードマルチグレードIV RC ペーパー

4. 製 版：写真図版 175 線

印 刷：オフセット印刷

用 紙：三菱製紙株式会社 ニューVマット 76.5kg

製 本：無線綴じ

【文 献】

『埋文写真研究』vol. 1 ~ 20

『文化財写真研究』vol. 1 ~ 2

『報告書制作ガイド』

〔大西 朋子〕

写真図版1 久米高畠遺跡38次調査



1. 38次トレンチ全景(東南東より)



2. 38次正倉院東濠(南東より)

写真図版 2 久米高畠遺跡39次調査



1. 39次調査地全景(東より)



2. 39次T2全景(北東より)

写真図版3 久米高畠遺跡39次調査



1. 39次T1全景(北東より)



2. 39次正倉院北濠の段と地形(北西より)

写真図版 4 久米高畠遺跡43次調査



1. 43次調査地全景(東より)



2. 43次掘立001(東より)

写真図版5 久米高烟遺跡43次調査



1. 掘立001の礎石(北東より)



2. 掘立003・SP3(北より)



3. 掘立003・SP1(北より)

写真図版6 久米高畠遺跡43次調査



1. 挖立001・SP3(北より)



2. 挖立001・SP1(南西より)



3. 挖立001・SP2(北より)



4. 挖立001・SP4(北より)



5. SK001 調査状況(南西より)



6. SK001 木棺痕跡(西南西より)

写真図版7 久米高烟遺跡46次調査



1. 46次調査区全景(北より)



2. SP 1(東より)



3. 集石(北北東より)



4. SD001遺物出土状況(西より)

写真図版 8 久米高畠遺跡43次調査出土遺物



6



6



7



3



1. 43次出土遺物(折り曲げられた鉄刀・不明鉄製品・墓出土の土師器・“矢鹿”)

報 告 書 抄 錄

松山市文化財調査報告書 第158集

久米高畑遺跡

— 38次・39次・43次・46次調査 —

国庫補助市内道路発掘調査報告書

平成24年3月31日 発行

編集 財團法人 松山市文化・スポーツ振興財團
埋蔵文化財センター
〒791-8032 松山市南斎院町乙67番地6
TEL(089)923-6363

発行 松山市教育委員会
〒790-0003 松山市三番町六丁目6番地1
TEL(089)948-6605

印刷 株式会社明朗社
〒791-2112 伊予郡砥部町重光150番地1
TEL(089)958-6868
